

ばっきゃ



一般社団法人

秋田県産業廃棄物協会

表紙写真 第29回国民文化祭・あきた2014「開会式・オープニングフェスティバル」

平成26年10月4日（土）から11月3日（月・祝）まで、「第29回国民文化祭・あきた2014」が開催されました。伝統芸能、音楽、演劇、舞踊・舞踏、文芸、美術など様々なジャンルのイベントが県内25市町村を会場に繰り広げられました。

秋田県立武道館で開催された開会式・オープニングフェスティバルでは、合唱と吹奏楽に管弦楽を加えた新編成で演奏する「大いなる秋田」に舞踊などのパフォーマンスを加え、総勢850名で壮大なステージを展開しました。

会期中に様々なイベントを実施した結果、観客数は約103万人（延べ人数）となり、多くの方々が全国各地の文化に触れるとともに、秋田の文化を県内外に発信する機会となりました。御来場いただきありがとうございます。引き続き、秋田の様々な文化に親しんでくださるようお願いします。

（写真提供・文：秋田県）

目 次

巻頭言

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会会長 山岡 緑三郎	1
---------------------------	---

お祝いの言葉

秋 田 県 知 事	佐竹 敬久	3
秋 田 市 長	穂積 志	4
公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長	石井 邦夫	5

謹賀新年

会 員 一 同	6
---------	---

行政だより

秋田県生活環境部からのお知らせ	9
○産業廃棄物処理に係る法令遵守の徹底について	10
○廃棄物処理及び清掃に関する法律違反被疑者の検挙について	11
○廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について	13

協会だより

【全産連等関係】

第4回全国産業廃棄物連合会定時総会	15
第13回産業廃棄物と環境を考える全国大会	16
産業廃棄物処理業許可申請講習会等	17

【県協会関係】

第3回秋田県産業廃棄物協会通常総会	19
理事会・委員会	21
秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会	23
優良事業所視察研修	24
不法投棄未然防止啓発活動事業	25
各支部長あいさつ	28
第14回あきたエコ&リサイクルフェスティバル	31

【青年部会関係】

青年部会長あいさつ	35
第3回通常総会	36
運営委員会	36
研修会・交流会	37
環境学習会	38
北海道・東北ブロック協議会 第13回総会	39
北海道・東北ブロック協議会 ゴルフ交流会	42
第9回全国大会 中部大会 in 名古屋	43
青年部会からのお知らせ	44

協会からのお知らせ

協会への入会のおすすめ	45
産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入について	46
電子マニフェストについて（お知らせ）	48
優良産廃処理業者認定制度について	51
産業廃棄物処理業 安全衛生チェックリスト	53
編集後記	57



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

巻 頭 言



ごあいさつ

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会

会長 山岡 緑三郎

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、新しい年を迎えられ心よりお慶び申し上げます。

さて、昨年2014年は、全国各地で自然災害が多発した年でありました。2月に日本列島を2週続けて襲った豪雪は、各地で甚大な被害をもたらし、東日本では孤立した地域も出ました。8月の台風11、12号、10月の18、19号は、日本列島に連続して上陸し、各地で猛威を振るい、広島市では集中豪雨による土砂災害が発生し、多数の死傷者が出ました。9月に発生した長野県御嶽山の大噴火では、国内における噴火災害で戦後最悪の多数の死傷者が出るといったような、過去にも経験したことのない自然災害が猛威を振るった年でありました。

また、政治経済では、アベノミクス3本の矢、成長戦略によるデフレ脱却、景気の回復策が打ち出され、円安効果で輸出産業の業績が回復、株価も大幅に上がり、大都市圏では、景気が良くなったようですが、地方には、ほとんどとっていいくらい恩恵はなかったように感じました。追い打ちをかけるように、昨年5月に増田元総務大臣ら有識者グループが発表した、秋田県を含む地方自治体消滅論は、大反響となり列島を駆け巡りました。政府は、地方創生大臣を置き、中央集権的な仕組みを地方分権に委譲して使い道を自治体に任せる一括交付金制度の創設に向け舵を切ろうとしています。まさに今年は、大きな変化の年になる予感がします。

昨年度当協会においては、震災廃棄物の秋田県への受け入れ処理が終了し、また、社団法人から一般社団法人に切り替わり2年目でもあったことから、前年に比較し落ち着きを持って経過した1年であったと感じております。そのような中で、6月のPCB処理施設視察研修と、11月に「産業廃棄物と環境を考える全国大会」への参加の2つの大きな事業を行いました。

P C B 処理施設視察研修は、本件を含む東北、北関東、甲信越、北陸地域の 1 5 県の P C B 廃棄物の処理を行っている室蘭市の J E S C O 北海道 P C B 処理施設を 1 9 名で訪問し、処理工程や安全対策の状況を視察研修いたしました。全国で散在する P C B 廃棄物の処理期限は、当初、平成 2 8 年までとなっておりましたが、なかなか進まない現状を踏まえて平成 3 9 年まで延長され、改めて、P C B 廃棄物の適正処理に、協会員としても協力していかなければならない事を実感してまいりました。

また、昨年度の「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が盛岡市での開催となったことから、北海道・東北地域協議会として、出来るだけ多くの参加をすることを申し合わせし、秋田県協会としても、2 0 名を目標に各支部毎に参加者を募っていただき、目標を上回る 2 3 名の参加をしていただきました。「環境再生そして循環型社会への挑戦」をテーマとしたパネル討論会では、本県会員からも発言が出るなど、会場を埋め尽くした 6 0 0 名を超える参加者による熱心な討論が行われました。

これら 2 つの事業に、会員各社から業務お忙しい中、多くの参加を頂き感謝申し上げます。これもひとえに、協会事業を理解していただき、会員みんなで協会を盛り上げて行こうとの想いと、結束の表れとっております。

このほか、毎年実施している、エコ&リサイクルフェスティバルや不法投棄防止未然防止啓発（クリーンアップ事業）は、予定どおり実施でき、いずれの事業も多くの会員の参加とご協力により、大きな成果と社会貢献に寄与できたものと考えております。

昨年作製した協会徽章（バッジ）の意匠は、秋田の A と産業廃棄物の S が無限大に循環する様を表現し、適正処理と循環型社会を象徴化したものであります。これからも、会員の皆様と共に、秋田県における産業廃棄物の適正処理と循環型社会の構築をリードし、協会のレベルアップ並びにイメージアップ図っていきたいと考えておりますので、ご協力とご支援をお願い申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



年頭のごあいさつ

秋田県知事 佐竹 敬久

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかな新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、10月に皇太子殿下のご臨席の下「第29回国民文化祭・あきた2014」が開会し、開催期間中、県内外の皆様が秋田の文化の魅力に触れていただいたほか、同じく10月から実施された「アフターデスティネーションキャンペーン」でも大勢の観光客をお迎えするなど、全国的に注目を集めた行事が続いた年でありました。

政治・経済に目を向けますと、政府においては、50年後も1億人程度の人口を維持するという目標を打ち出し、人口減少、地方創生が国家的な課題として取り上げられた年でありました。また、消費税率引き上げや、それに続く引き上げ判断の先送りと「アベノミクス」の評価を問う総選挙が行われるなど、我が国の将来を左右する出来事もありました。

こうした中、少子高齢化と人口減少が全国で最も早いペースで進行している本県では、人口問題対策を最重要課題と位置付け、「人口問題プロジェクトチーム」等を設置し、その分析・検証を行うとともに、施策の方向性について検討を重ねてきたところであります。

今年は、県政の運営指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の2年目にあたり、プランに掲げた取組を加速させる年であります。特に、人口問題対策については、秋田への定着・還流に向けた移住・定住対策の強化や産業振興による雇用の創出を図るとともに、結婚・出産、子育て支援など、子どもを産み育てやすい県独自の環境づくりの充実に努め、加えて、地域コミュニティの活性化や多様な担い手による協働活動を促進し、人口が減少する中であっても、元気な「ふるさと秋田」の創造に取り組んでまいります。また、本県農業の持続的な発展を図るため、農政改革対応プランの加速的推進や米価下落を踏まえたフォローアップ対策はもとより、新たに策定する農畜産物の流通販売戦略に基づく施策・事業を重点的に推進してまいりたいと考えております。

こうした喫緊の課題への対応のほか、今後の成長が期待される新エネルギーなどリーディング産業の創出、総合戦略産業としての観光産業の育成や高速交通網の整備、本県の将来を支える人材の育成などについても着実に推進し、本県の持つ多様な資源を未来への発展につなげ、県民が生き生きと暮らす「日本に貢献する秋田、自立する秋田」の実現を目指し、全力で取り組んでまいります。

結びに、新しい年が皆様にとって希望に満ちあふれた飛躍の年となりますようご祈念申し上げます。年頭のごあいさつといたします。



新年のごあいさつ

秋田市長 穂積 志

明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げますとともに、日頃から本市市政の推進に特段のご理解とご協力を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、10月4日から1か月間にわたり、「発見×創造 もうひとつの秋田」をテーマに「第29回国民文化祭・あきた2014」が県内各地で開催されました。芸術と文化に彩られた1か月は全国から多くの皆様にお越しいただいたほか、市民の皆様にとっても、地域の文化を再発見する貴重な機会となったものと感じております。本市としては、このたびの国文祭による芸術・文化への関心の高まりを持続させていくことが重要であると考えており、多くの皆様が参加できるアフターイベントの実施について検討しているところであります。

スポーツ界では、秋田ノーザンハピネッツの東地区優勝・プレイオフファイナルズ準優勝に県民が一丸となって歓喜し、「はずむスポーツ都市」を宣言し、トップスポーツクラブを核としたまちづくりを目指す本市に大きな勇気と感動を与えてくれました。

このほか、市民協働・都市内地域分権の拠点施設として、市内で5番目となる南部市民サービスセンター「なんぴあ」がオープンいたしました。今後、地域の課題を地域で解決していく市民協働の取組がさらに活発化し、特色ある魅力的な地域づくりの動きが広がることを大いに期待しております。また、近年は、異常気象などによる自然災害が頻発しており、昨年も広島市で発生した土砂災害や御嶽山の噴火などで尊い命が奪われました。あらためて自然の猛威、災害の恐怖を思い知らされるとともに、人と人との絆の重要性を再認識しているところであります。

さて、昨今の経済状況に目を向けますと、アベノミクスにより、株価が上昇し、雇用環境が改善するなど、好転の兆しも見えつつありますが、地方においては、こうした実感に乏しいのが現状であり、少子高齢化と人口減少、米価の著しい下落や円安に伴う物価の上昇など、多くの課題が山積しております。

国に対しては、今後、景気回復の実感を地方へ浸透させるための経済対策とともに、地方の活性化を図るための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な実行によって、地方創生への歩みを強力に推進していただくことを望むものであります。

本市としても、新年度に策定を進める新たな総合計画において、時代の変化を見据えながら、人口減少をはじめとする喫緊の課題への取組方針を整理するほか、本年春に開催する「東北六魂祭2015秋田」などの各種施策の推進により、将来にわたって元気な秋田市の実現に全力で取り組んでまいりますので、今後とも、皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますのご発展と、会員の皆様の更なるご活躍を祈念申し上げ、新年のあいさつといたします。



新年のごあいさつ

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

会長 石井 邦夫

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会の皆様、明けましておめでとうございます。旧年中は、当連合会の諸事業に皆様の多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、国内経済は、景気回復に対する国民の期待感が高まる半面、消費税の増税、そして円安の進行等の経済情勢が変化する中、残念ながら国民が景気回復をはっきりと実感するまでには至らなかった1年でございました。

また、風水害等の自然災害が猛威をふるい、各地に多大な被害をもたらした年でもありました。昨年1年間に発生した主な自然災害をあげてみますと、2月の記録的な豪雪、7月から8月にかけての集中豪雨、9月の御嶽山の噴火、台風の襲来等、極めて大きな災害が連続し、多数の方々が被災し尊い人命が失われました。

私は、昨年のお年頭のご挨拶におきまして、災害対策を進めるなど「安心できる社会づくり」が急務であることを提言させていただきました。その趣旨は、経済の成長戦略を実行し、景気回復を本格軌道に乗せるためには、将来にわたり安心して国民が生活でき、企業が事業展開を行っていきける、そのような社会づくりが必要であることを強調したものでございます。

本年は、昨年のお年頭に掲げた安心できる社会づくり、そして循環型社会の形成に資する「責任ある業界」の姿勢を、これまで以上に打ち出す年にしたいと考えております。その主要なテーマは、次の3つでございます。

まず第1に、安心できる社会づくりに向け、災害廃棄物対策の制度面での検討を進め、その確立を目指すこととあります。防災、減災はもとよりですが、東日本大震災をはじめ、これまでの自然災害での経験を踏まえ、被災地復興に不可欠である迅速な災害廃棄物処理の制度的な手当を議論し、国に提案して参りたいと思っております。

第2に、循環型社会の形成に向け、特に資源保全の観点での取り組みを促進することとあります。廃棄物を資源・エネルギーに転換する機能を持つ当業界の事業は、少し視点を変えてみますと、資源の多くを海外に依存するわが国にとって、資源保全の観点からも重要な役割を担うべきものと自負しております。

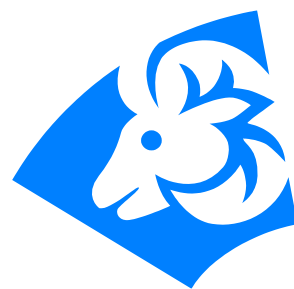
このような廃棄物から資源・エネルギーを創出する「循環産業」への流れを拡大するためには、業界の自主的な努力は当然のこととして、業界の取り組みを強力に後押しいただくような、総合的な振興策の創設がぜひとも必要と考えております。このため当連合会は、振興策の姿を描くためのタスクフォースを設置し、鋭意検討を進めているところでございます。

第3に、海外への事業展開の推進でございます。国外に目を向けますと、当業界が保有する技術を海外に移転し、相手国の環境問題の解決を助けることは、国際環境協力に少なからず貢献し得るものであると考えております。この課題につきましては、当連合会におきましても議論しているところでございますが、国におかれましては、海外展開を行う事業者のリスク低減に資する施策を強力に実施していただくよう望むところでございます。

このほかにも、わが業界を取り巻く制度的及び技術的な課題が山積しております。当連合会は、これらの諸課題に取り組み、貴協会とともにわが国の循環型社会の形成と産業廃棄物処理業の発展に一層の貢献を果たして参りたいと考えております。本年も皆様のご指導・ご鞭撻を頂戴できれば幸に存じます。

最後になりますが、この1年が皆様にとりまして、すばらしい年でありますようお祈り致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。本年もよろしく願い申し上げます。

謹賀新年



一般社団法人 秋田県産業廃棄物協会
会 員 一 同

○ 秋田市

(企)秋田北部清掃興業

(株)田村建設

(株)山二

(株)北日本ウェスタン商事

(有)池孝建設

(株)秋田鉄機

(株)協和商事

山元建設(株)

(株)浜田建設

オークス(株)

嶋田建材

(株)秋田臨港

東北興産(株)秋田営業所

日本通運(株)秋田支店

(株)ストーン

(株)工藤興業

東日本コバルト建機(株)秋田営業所

秋田協同清掃(株)

(有)M・R・S・c.o.

山岡工業(株)

(有)秋田環境保全

(株)阪東商店

(株)東総

(有)加藤四郎商店

エス・ユー開発(株)

中央商建(有)

(株)三勇建設

メタル化工センター

(株)鈴兼工務店

(株)東環

(株)伊太土木

(有)清水産業

工藤建設(株)

(株)秋田県分析化学センター

(株)東産商

(有)高島興業

豊興産(株)

(有)太平

(有)奥野商店

大洋ビル管理(株)

(有)藤隆商事

(株)加賀屋組

(株)英明工務店

(株)河辺清掃社

カイテン(株)

(株)東北ビルリ・システムズ

(株)東北エコシステムズ

(株)アーバック

(株)セイフコ秋田支店

○ 鹿角市

(有)かづのクリーンサービス

(株)米村組

(株)田口産業

(株)柳沢建設

(有)ツカサ

(有)ツヅキ商会

(株)コステー鹿角

(有)ホクセイ

八重樫建設(株)

鹿角衛生協業組合

日東物産

北上石灰(株)

丸佐運送(資)

鹿角アスコン協同組合

(株)八幡平貨物

(有)セイキ

○ 大館市

(株)タイセイ
エコシステム花岡(株)
茨城クリーン(有)
東北ビル管財(株)
(有)佐々木商店
(資)近江商店
(株)エコリサイクル

エコシステム秋田(株)
DOWA 通運(株)大館営業所
大館広域清掃(株)
エコシステムジャパン(株)秋田営業所
松橋商店
(有)タキグチ
北秋容器(株)

(株)大森土木
佐藤建設(株)
花岡土建(株)
(有)山田工業
(有)吉田興業
(株)エコリサイクル KATAOKA

○ 北秋田市

(有)丸栄建設
朝日建設(株)
(株)芳賀工務店

(株)合川環境
(有)ビルド・ミヤノ

(株)佐藤庫組
(株)タクト

○ 能代市

(株)能代清掃センター
能代運輸(株)
畑クリーンサービス(株)

(株)ダイニチ
(株)能代資源
中田建設(株)

(有)宮腰商事
米代トラック(株)
秋田エコフレッシュ(株)

○ 男鹿市

男鹿清掃興業(株)
(有)原田興業

(株)清水組
高橋産業(有)

船川興産(有)
(有)小野建材

○ 潟上市

ユナイテッド計画(株)
(有)コレクト

秋田瀝青建設(株)
藤原工業(株)

(有)日製産業
(有)佐藤産業

○ 由利本荘市

(株)昭和興業
(有)鈴木土建
(株)大滝
(有)本荘浜砂利店

(株)さいせい
(有)大沢建設本荘由利産廃処理センター
(有)本荘クリーンセンター

(有)ダスト・クリーン
(株)サトウ重機

○ 大仙市

(株)サイテクト
(株)小笠原組
高吉建設(株)
(有)丸橋産業
加藤産業(株)

(株)秋田県南重機
高三建設(株)
(有)太陽環境保全
(資)大成
(有)仙北建設

(有)大清重機
(有)久栄社
武藤清掃
(株)木村土木
(有)廣大産業

○ 横手市

(株)羽後環境
(株)ミタケ
(株)大屋産業
(有)西部環境保全
(株)山本産業
(有)川津商事

(有)横手清掃興業
(株)吉田建設
(有)横手クリーンセンター
ヨコウン(株)
(有)横手環境管理サービス

(株)宮川工業
五十嵐建設(株)
(株)高善
(有)平鹿清掃興業
渡部工業(有)

○ 湯沢市

(株)松田
フジヤマクリーン
(有)安中商店

(株)ささき
京葉アドバンス物流(株)

(株)湯沢クリーンセンター
(株)出羽運輸

○ にかほ市

佐藤化学工業(株)
(株)アースクリーン秋田

(株)三共サービス
三衛クリーンサービス(株)

TDKサービス(株)

○ 仙北市

(有)千秋恒産
(有)鈴建興業

万六建設(株)

(株)畠山建設工業

○ 鹿角郡小坂町

小坂通運(株)
グリーンフィル小坂(株)

小坂製錬(株)
エコシステム小坂(株)

(株)現代

○ 山本郡三種町

成田建設(株)

田中建設(株)

三種開発(有)

○ 南秋田郡井川町

(株)大道工業

門間工業(有)

○ 南秋田郡大潟村

鹿島道路(株)大潟合材製造所

○ 仙北郡美郷町

(株)マルコ産業
(有)齊景産業

はりま建設(株)

(株)企業さきがけ

○ 雄勝郡羽後町

(有)クリーンカンパニー

計 185 社 (平成 26 年 12 月 31 日現在)

秋田県生活環境部からのお知らせ

平成26年に環境省から各都道府県等への通知等のうち、秋田県生活環境部長から当協会会長あて、会員への周知等依頼があった主な通知は次のとおりであります。

なお、環境省から各都道府県等への通知文等は別添のとおりであります。

【産業廃棄物処理に係る法令遵守の徹底について】

内容 産業廃棄物焼却処理施設から生じたばいじんについて、ダイオキシン類の含有量の基準に適合していないにもかかわらず、産業廃棄物処分業者に対して埋立処分が委託された事案があった。

- 1 産業廃棄物の処理を行うに当たっては、産業廃棄物処理法及び関係法令等に規程する処理基準を遵守すること。
- 2 産業廃棄物処理施設の維持管理については、産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準及び関係法令に定める基準を遵守するよう、適切に検査、点検及び整備を実施すること。

【廃棄物処理及び清掃に関する法律違反被疑者の検挙について】

内容 建設系廃棄物については、解体工事等の個別の工事の作業を担当している下請負人でなく、当該工事を発注者から直接請け負い、その全体を掌握して総括的に指揮監督・管理している元請業者が排出事業者として処理責任を負う。

【廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について】

内容 エボラウイルスをはじめとする感染及び感染の恐れのある病原体が含まれ若しくは付着している廃棄物等の適切な処理の確保のため、必要な措置の実施に努めるとともに、主として運搬時、処分時にいて作業員への感染防止に万全を期すこと。

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

産業廃棄物処理に係る法令遵守の徹底について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 15 条第 1 項の許可を有する産業廃棄物焼却施設から生じたばいじんについて、ダイオキシン類の含有量の基準(3ng-TEQ/g 以下)に適合していないにもかかわらず、産業廃棄物処分業者に対して埋立処分が委託された事案があった。

当該事案は、廃棄物処理法第 12 条の 2 第 1 項(特別管理産業廃棄物処理基準)に違反する処分を委託するものであり、同条第 5 項に違反する行為と考えられる。

当該ばいじんに含まれるダイオキシン類の量が基準に適合していなかった原因については、引き続き究明が行われているところであるが、当該事案で用いられた産業廃棄物焼却施設の維持管理等が適切でなかったことが要因であった可能性がある。

については、貴職管区内の産業廃棄物(以下、特別管理産業廃棄物を含む。)処理業者に対し、産業廃棄物の処理及び産業廃棄物処理施設の維持管理を行うに当たり、下記のとおり廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて周知及び適切な指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 産業廃棄物処理基準の遵守

産業廃棄物の処理(当該処理を他人に委託する場合を含む。)を行うに当たっては、廃棄物処理法及び関係法令等に規定する処理基準を遵守すること。

特に、特別管理産業廃棄物である一部のばいじんについては、上記の基準を満たさな

2 ページ目

れば埋立処分を行うことができないとされているところ、当該ばいじんが基準に適合していることについて、排出事業者及び産業廃棄物処理業者は十分に確認した上で処分又は処分委託を行う必要があること。

2. 産業廃棄物処理施設の適切な維持管理

産業廃棄物処理施設の維持管理については、産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準及び関係法令に定める基準を遵守するよう、適切に検査、点検及び整備を実施すること。

以上

事務連絡
平成26年10月23日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被疑者の検挙について（情報提供）

日頃より産業廃棄物対策に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、今般、警視庁より廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の違反事例について、別添のとおり情報提供がありましたので、周知いたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）において、土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）に伴い生ずる廃棄物（以下「建設系廃棄物」という。）の処理責任を明確化しました。これは、建設系廃棄物の排出事業者責任を明確にし、廃棄物処理に係る適正かつ効率的な行政運営によりその適正処理を確保し、ひいては生活環境の保全に資するため、建設系廃棄物については、解体工事等の個別の工事の作業を担当している下請負人ではなく、当該工事を発注者から直接請け負い、その全体を掌握して総括的に指揮監督・管理している元請業者が排出事業者として処理責任を負うこととしたものです。

当該法の趣旨を踏まえ、貴職におかれましては、今般の事案も参考に、自区域内の建設業者等の事業者に対する建設系廃棄物の処理に係る指導徹底及び建設廃棄物の不適正処理の防止等に努めていただきますよう改めてお願いいたします。また、本事案につきまして、関係団体や貴自治体内の関係部局に対して貴職より周知をお願い申し上げます。

【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 西川、香田

電話：03-3581-3351（内線6878）

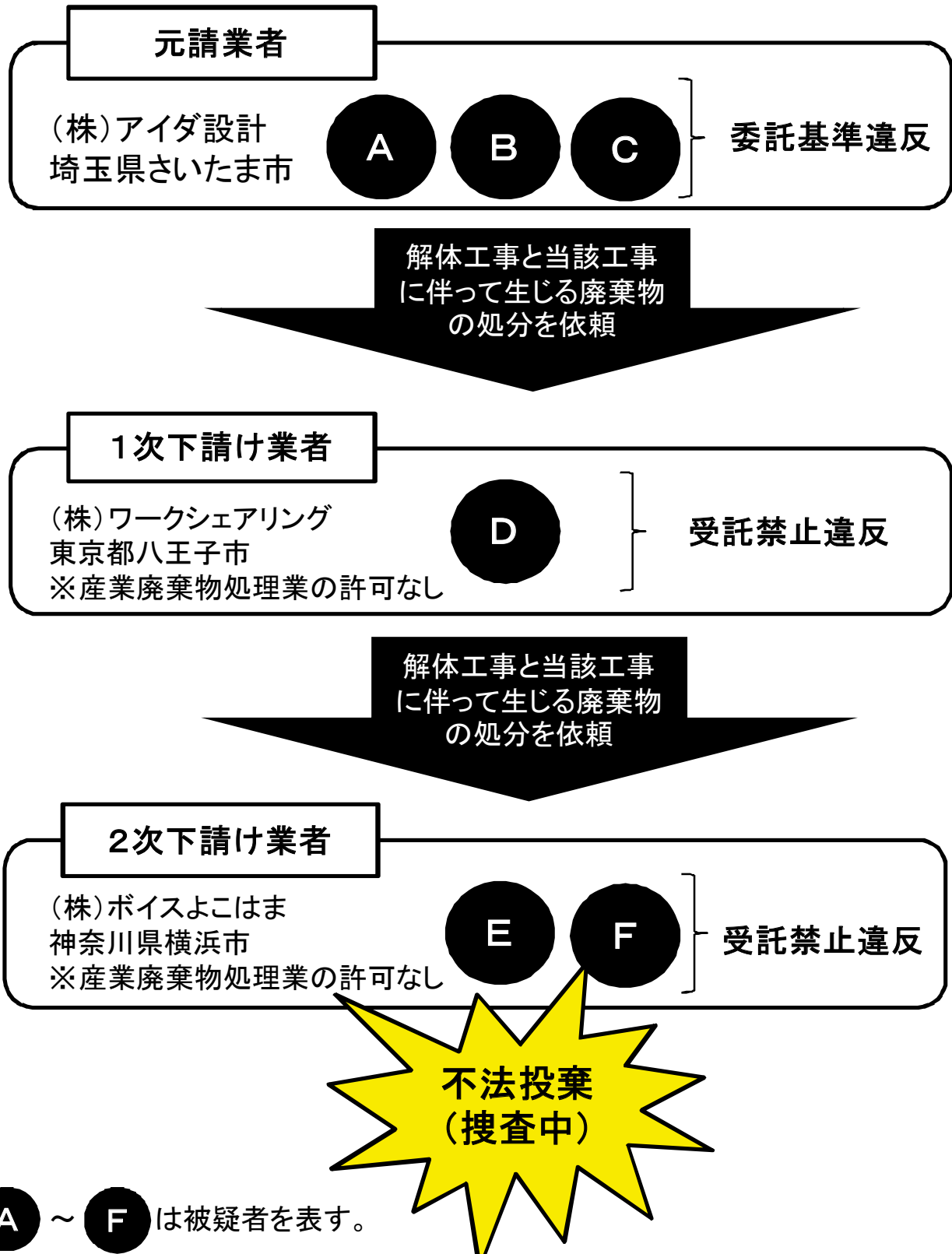
FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

(参考)

平成26年10月
環境省

廃棄物処理法違反による事件概要



環廃対発第 1410297 号
環廃産発第 1410292 号
平成 26 年 10 月 29 日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
会 長 石井 邦夫 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、西アフリカで感染が拡大しているエボラ出血熱について、世界保健機関が国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態であることを宣言し、その後も感染が更に拡大している現下の状況に鑑み、政府においても、エボラ出血熱対策関係閣僚会議及びエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議を設置し、海外で邦人の感染が確認された場合及び国内で感染が確認された場合に備えるとともに、それらの感染が確認された場合に適切に対応するなど、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって対応することとしております。

エボラウイルスを始めとする感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 24 年 5 月）（以下、「マニュアル」という。）

（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>）を環境省で策定し、適正な処理の確保をお願いしているところです。貴連合会におかれても、これらの廃棄物の適切な処理の確保のため、必要な措置の実施に努めるとともに、主として運搬時、処分時において作業者への感染防止に万全を期すよう貴連合会会員に周知徹底をお願いします。

- ・国立感染症研究所ホームページより

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/342-ebola-intro.html>

○ 感染経路

エボラウイルス病は感染したヒトまたは動物の血液などの体液と直接接触した場合に感染の危険が生じる。ヒトへの感染の発端が、アフリカでは熱帯雨林の中で発見された、感染して発症または死亡した野生動物（チンパンジー、ゴリラ、オオコウモリ、サル、レイヨウ、ヤマアラシなど）をヒトが触れたことによると示唆される事例が報告されている。その後、感染したヒトの血液、分泌物、臓器、その他の体液に、創傷のある皮膚や粘膜を介して直接的接触することにより、またはそのような体液で汚染された環境への間接的接触でヒト-ヒト感染が起こる。

○ 症状・潜伏期間

エボラウイルス病の最も一般的な症状は、突然の発熱、強い脱力感、筋肉痛、頭痛、喉の痛みなどに始まり、その後、嘔吐、下痢、発疹、肝機能および腎機能の異常、さらに症状が増悪すると出血傾向となる。潜伏期間は 2 日から最長 3 週間といわれており、汚染注射器を通した感染では短く、接触感染では長くなる。

- ・「エボラ出血熱について」（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/ebola.html>

公益社団法人全国産業廃棄物連合会定時総会

公益社団法人全国産業廃棄物連合会第4回定時総会が下記のとおり開催されました。
総会終了後の表彰式において、当協会からは功労者表彰者1名、優良事業所表彰者1名が受賞されました。

- 1 開催日時 平成26年6月13日（金） 13：30～
- 2 場 所 明治記念館（東京都港区元赤坂）

【 通常総会 】

第1号議案 平成25年度事業報告並びに平成25年度収支決算承認の件
平成25年度監査報告

第2号議案 任期満了に伴う役員改選の件

以上2議案については、原案どおり承認されました。

報告事項

- 1 平成26年度事業計画に関する件
- 2 平成26年度収支予算に関する件

【 表彰式 】

（ 秋田県産業廃棄物協会受賞者 ）

功労者表彰

山岡工業株式会社

代表取締役 山岡 緑三郎 氏

優良事業所表彰

株式会社羽後環境

代表取締役 後藤 薫 氏



第13回産業廃棄物と環境を考える全国大会

(公社)全国産業廃棄物連合会、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の主催による「第13回産業廃棄物と環境を考える全国大会」が岩手県盛岡市で開催され、本協会から23名が参加しました。

- 1 開催日時 平成26年11月7日(金)
- 2 場 所 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング
- 3 出席者 640名
- 4 大会内容
 - (1) あいさつ
(公社)全国産業廃棄物連合会 会長 石井邦夫
 - (2) 環境大臣表彰受賞式典
産業廃棄物関係事業功労者として、14名の方が環境大臣表彰を受賞されました。
 - (3) 基調講演
テーマ：「廃棄物からみた社会システム～震災廃棄物を中心に～」
講 師：酒井 伸一 氏 (京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター長)
 - (4) パネル討論会
テーマ：「環境再生そして循環型社会への挑戦」
コーディネーター
齋藤 徳実 氏 (岩手大学)
パネリスト
角倉 一郎 氏 (環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長)
津軽石昭彦 氏 (岩手県環境生活部副長)
小池 敦裕 氏 (太平洋セメント株式会社大船渡工場長)
吉田 茂 氏 (一般社団法人岩手県産業廃棄物協会専務理事兼事務局長)



産業廃棄物処理業許可申請講習会等

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の「産業廃棄物処理許可申請等に関する講習会」の収集運搬課程（新規）、収集運搬課程（更新）、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会、及び、公益財団法人全国産業廃棄物連合会主催の「産業廃棄物処理実務者研修会基礎コース」それぞれ1回秋田市で開催しました。

【 収集運搬課程（新規） 】

- 1 開催日時 平成26年10月28日（火）、29日（水） 9：30～17：00
- 2 会場 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 受講者数 78名
- 4 講習内容

(1)開会挨拶	(一社)秋田県産業廃棄物協会	事務局長	石郷岡晋
(2)概要説明	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター教育研修部	参与	山田正晴
(3)行政概論	秋田市環境部廃棄物対策課	主任	齋藤聡敏
(4)環境概論	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター	講師	葛西和彦
(5)安全衛生管理	中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター	技術専門役	漆山憲治
(6)業務管理	(公財)全国産業廃棄物連合会	専任講師	常松伴文
(7)収集・運搬	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター	講師	伊藤光夫
(8)修了試験			



【 収集運搬課程（更新） 】

- 1 開催日時 平成26年9月30日（火） 9：30～17：00
- 2 会場 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 受講者数 147名
- 4 講習内容

(1)開会挨拶	(一社)秋田県産業廃棄物協会	事務局長	石郷岡晋
(2)概要説明	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター教育研修部	参与	澤地義雄
(3)行政概論	秋田県生活環境部環境整備課	主任	高橋 大
(4)環境概論	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター	講師	長岡文明
(5)修了試験			



【 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会 】

- 1 日 時 平成26年10月1日(水) 9:30~17:00
- 2 会 場 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 受講者数 136名
- 4 講習内容

- | | | | |
|----------|--------------------------|------|------|
| (1)開会挨拶 | (一社)秋田県産業廃棄物協会 | 事務局長 | 石郷岡晋 |
| (2)概要説明 | (公財)日本産業廃棄物処理振興センター教育研修部 | 参与 | 澤地義雄 |
| (3)行政概論 | 秋田県生活環境部環境整備課 | 技師 | 佐藤 諒 |
| (4)処理と管理 | 秋田県生活環境部環境整備課 | 技師 | 佐藤 諒 |
| (5)修了試験 | | | |



【 産業廃棄物処理実務者研修会 基礎コース 】

- 1 日 時 平成26年8月27日(水) 9:30~17:00
- 2 会 場 秋田アトリオン
- 3 受講者数 51名
- 4 講習内容

- | | | | |
|---------------|----------------|---------|------|
| (1)開会挨拶 | (一社)秋田県産業廃棄物協会 | 事務局長 | 石郷岡晋 |
| (2)概要説明 | (公財)全国産業廃棄物連合会 | 事業部長 | 土井洪二 |
| (3)産業廃棄物処理の基礎 | (公財)全国産業廃棄物連合会 | 実務研修会講師 | 小川忠彦 |
| (4)委託処理と委託契約 | (公財)全国産業廃棄物連合会 | 実務研修会講師 | 木村光政 |
| (5)産業廃棄物管理票帳簿 | (公財)全国産業廃棄物連合会 | 実務研修会講師 | 木村光政 |



一般社団法人秋田県産業廃棄物協会第3回通常総会

平成26年6月6日(金)、ホテルメトロポリタン秋田にて、一般社団法人として第3回目となる通常総会を開催いたしました。

山岡会長の挨拶に続き、来賓紹介を行い、秋田県生活環境部次長嵯峨良章様、秋田県警察本部生活安全部生活環境課長藤原芳博様、秋田市環境部長古里正昭様の3名からご祝辞を賜り、その後、本協会の運営に功績のあった者や企業、会員企業の従事者として模範となる者等の表彰を行いました。

議事審議では、出席正会員数が135名(本人出席65名、委任状出席68名)で過半数を超えている報告の後、平成25年度事業報告・公益目的支出計画完了報告、平成25年度財務緒表報告、定款の一部改正、役員選任、平成26年度事業計画及び正味財産増減計算書報告についての5議案を上程し、いずれも原案どおり承認されました。

【第3回通常総会の概要】

- 1 開会
- 2 会長挨拶
一般社団法人秋田県産業廃棄物協会 会長 山岡 緑三郎
- 3 来賓紹介
秋田県生活環境部 次長 嵯峨 良章 氏
秋田県生活環境部環境整備課 課長 高橋 行文 氏
秋田県生活環境部環境整備課廃棄物対策班 班長 大門 洋 氏
秋田県警察本部生活安全部生活環境課 課長 藤原 芳博 氏
秋田市環境部 部長 古里 正昭 氏
秋田市環境部廃棄物対策課 課長 菅原 均 氏
- 4 来賓挨拶
秋田県生活環境部 次長 嵯峨 良章 氏
秋田県警察本部生活安全部生活環境課 課長 藤原 芳博 氏
秋田市環境部 部長 古里 正昭 氏
- 5 祝電披露
- 6 表彰
- 7 議長選出
- 8 議事録署名人選出
- 9 議事
議案第1号 平成25年度事業報告・公益目的支出計画完了報告の件
議案第2号 平成25年度財務緒表報告の件
議案第3号 定款の一部改正の件
議案第4号 役員改選の件
議案第5号 平成26年度事業計画及び正味財産増減計算書報告の件
- 10 閉会

山岡会長の開会あいさつ



総会の模様



来賓挨拶 嵯峨良章様



来賓挨拶 藤原芳博様



来賓挨拶 古里正昭様



【平成26年度秋田県産業廃棄物協会会長表彰】

功労者表彰 前協会副会長 倉持 周志 様

優良事業所表彰 山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎 様

優良従事者表彰 豊興産株式会社 草皆 信行 様
豊興産株式会社 中川 聡 様
山岡工業株式会社 渡辺 正志 様
株式会社田村建設 今野 幸勝 様

協会事務局職員永年勤続表彰 加藤 郁子 様

倉持周志様



山岡工業(株)様



草皆信行様



中川聡様



渡辺正志様



今野幸勝様



加藤郁子様



理 事 会 委 員 会

理事会、委員会の開催状況は、以下のとおりです。

【 第 1 回理事会 】

- 1 開催日時 平成26年4月4日（金）16：00～17：00
- 2 場 所 津ねや
- 3 出席者 理事15名、監事2名、事務局2名
- 4 議 題 (1) 支部規約の制定について
(2) 表彰について

【 第 2 回理事会 】

- 1 開催日時 平成26年5月20日（火）13：40～15：20
- 2 場 所 秋田ビューホテル
- 3 出席者 理事13名、監事1名、事務局2名
- 4 議 題 (1) 第3回通常総会の開催日時、場所及び議事について
(2) 第3回通常総会議案及び提出資料について
(3) 支部規約の制定について

【 臨時理事会 】

- 1 開催日時 平成26年6月6日（金）15：50～16：10
- 2 場 所 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 出席者 理事18名、監事2名、事務局2名
- 4 議 題 (1) 会長、副会長、監事の選任について

【 第 3 回理事会 】

- 1 開催日時 平成26年8月5日（火）14：00～16：00
- 2 場 所 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 出席者 理事14名、監事1名、事務局2名
- 4 議 題 (1) 委員会委員の選任について
(2) 賛助会員の青年部会入会について
(3) 協会バッジの作製について
(4) 産業廃棄物と環境を考える全国大会について
(5) あきたエコ&リサイクルフェスティバルについて
(6) 平成26年度不法投棄未然防止啓発等事業について
(7) 青年部会活動について

【 第 4 回理事会 】

- 1 開催日時 平成26年11月27日（木）15：00～17：00
- 2 場 所 秋田ビューホテル
- 3 出席者 理事15名、監事1名、事務局2名
- 4 議 題 (1) 委員会設置規程の一部改正について
(2) 表彰規程の一部改正について

- (3) 入会金及び会費に関する規程の一部改正について
- (4) 研修会・交流会の開催について
- (5) 今年度事業の推進状況等について
- (6) 青年部会活動について

【 第 1 回総務委員会 】

- 1 開催日時 平成26年5月20日（金）12：00～13：30
- 2 場 所 秋田ビューホテル
- 3 出席者 委員11名、会長、事務局2名
- 4 議 題 (1) 定款の一部改正について
(2) 支部規約について
(3) 事務局職員の表彰及び役職について

【 第 2 回総務委員会 】

- 1 開催日時 平成26年9月2日（火）13：30～14：30
- 2 場 所 東カンビル7階会議室
- 3 出席者 委員10名、会長、事務局2名
- 4 議 題 (1) 委員長の選出について
(2) 総務委員会の所掌事項について
(3) 表彰規程について

【 第 1 回研修・広報委員会 】

- 1 開催日時 平成26年9月4日（木）13：30～14：30
- 2 場 所 東カンビル7階会議室
- 3 出席者 委員9名、会長、事務局2名
- 4 議 題 (1) 委員長の選出について
(2) レクレーションについて
(3) 研修会について
(4) 会報「ばっきゃ」の作成について

【 第 1 回収集運搬・処理処分委員会 】

- 1 開催日時 平成26年9月3日（水）13：30～14：30
- 2 場 所 東カンビル7階会議室
- 3 出席者 委員10名、会長、事務局2名
- 4 議 題 (1) 委員長の選出について
(2) 安全衛生事業の取組について

秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会

県では廃棄物の不法投棄など不適正処理を防止するとともに、迅速かつ的確な対応により環境保全を図るため関係機関による「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」を平成6年度に設置し、毎年定期の協議会の開催を通じて連携を図りながら廃棄物の不適正な処理を防止する活動を継続しており、本協会も構成機関として参画しております。

平成26年度は次のとおり協議会が開催されました。

〔協議会構成機関〕

秋田県生活環境部環境整備課、秋田市環境部廃棄物対策課、秋田都市清掃協議会、秋田県警察本部生活安全部生活環境課、秋田県警察本部刑事部組織犯罪対策課、秋田海上保安部警備救難課、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会

【協議会】

- 1 開催日時 平成26年7月8日（火） 午後3時～
- 2 開催場所 秋田地方総合庁舎 第609会議室
- 3 出席者 関係機関
- 4 協議事項

- (1) 廃棄物の不適正処理・不法投棄事案等に対する取組(指導取締)状況について
- (2) 平成26年度スカイパトロールの実施要領(案)について
- (3) その他(情報交換など)

不適正処理・不法投棄の現状(県環境整備課資料)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
不法投棄発見箇所数	527	369	158	152	144	116
うち産業廃棄物	38	23	12	10	7	12

(注) 秋田県不法投棄監視員が発見したもの

【スカイパトロール】

廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」の構成機関及び関係市町村が協力してヘリコプターによるスカイパトロールを年2回計画しております。

平成26年度は、7月は天候不良のため中止となりましたが、9月に県防災ヘリと県警ヘリで秋田市周辺の監視を行いました。



優良事業所視察研修

研修啓発事業の一環として、平成26年6月18日にJESCO北海道PCB処理施設と新日鉄住金室蘭製鉄所を視察研修いたしました。

翌19日には、北海道協会の役員の方々や事務局の皆さんと情報交換を行いました。

- 1 開催日 平成26年6月18日(木)、19日(金)
- 2 見学施設 JESCO北海道PCB処理施設(室蘭市)
新日鉄住金(株)室蘭製鉄所
- 3 参加者 19名

<北海道PCB処理施設>

最初に研修室で、PCB対策の経緯や国内の処理状況等の研修を受け、19名がメモを取りながら、熱心に説明を受けました。

研修室での学習の後、情報公開ルームを見学し、質問を交えながら、特に、安全対策について説明を受けました。

その後、施設内を当初処理施設(トランスコンデンサ等を脱塩素化分解処理)、増設施設(安定器、感圧複写紙等をプラズマ溶融分解処理)の順で視察しました。

各工程室の作業の状況が、高い位置から見学できるように、見学コースが作られておりました。

<新日鉄住金(株)室蘭製鉄所>

はじめに、研修室で、鉄づくりの流れや、国内の製鉄所の状況などについて説明を受けました。

展示室を見学、特別にハイブリッド車のエンジンのギア部分を見せてもらう。この技術は「日本だけ」とのことでありました。

この後、高炉から銑鉄を取り出す工程等を見学し、参加者全員が、工場のスケールの大きさや、昭和の時代を感じさせる建造物に感心させられました。(撮影禁止で写真が撮れなかったが残念です)



研修室での研修



情報公開ルームを見学



施設内見学コース(前処理工程)



※ 写真はすべて処理施設で撮影

不法投棄未然防止啓発活動事業

協会の大きな事業1つである「産業廃棄物の不法投棄を防止する活動」を、協会設立当初から毎年継続して実施しております。

平成4年度から平成8年度までは、キャラバン隊を編成して全州市町村を巡回し、産業廃棄物の不法投棄防止と適正処理について啓発いたしました。

平成9年から18年度までは、実際に不法投棄された産業廃棄物の撤去活動、いわゆるクリーンアップ活動を、協会の独自事業として実施いたしました。

平成19年・20年度は、秋田国体に併せて行われた県の事業「目指せ国体クリーンアップ」に主要メンバーとして参画し、県民と一体となって全県クリーンアップを実施しました。

平成21年度からは、全県規模のクリーンアップを通じた不法投棄未然防止活動を実施する県事業において、不法投棄物の撤去、運搬・処分等を受託し、各保健所単位で策定された実施計画に基づき各支部が対応しており、平成26年度は全県28箇所で開催しました。

平成25年度までに協会が携わったクリーンアップ活動は、全県で260箇所、その撤去処分量は1,230トンにのぼり、地域の環境保全に大きく貢献しております。

【平成26年度の事業概要（中間集計）】

実施期間	平成26年9月～11月
地点数	28箇所（県北支部12 中央支部2 県南支部14）
協会参加人数	183名
撤去処分量	廃家電 81台（テレビ57 冷蔵庫11 洗濯機13） 廃タイヤ 276本 可燃ゴミ 21トン 不燃ゴミ 13トン

平成25年度までに協会が携わったクリーンアップ活動

年度	事業内容	撤去箇所数	撤去処分量
平成4 ～8年度	キャラバン隊を編成し全州市町村を巡回啓発		
平成9 ～18年度	協会独自事業として、各支部単位に撤去活動	30箇所	600トン
平成19 ～20年度	「目指せ国体クリーンアップ」の主要メンバーとして参画	65箇所	130トン
平成21 ～25年度	県委託事業として全県各地の不法投棄物の撤去・運搬・処分	165箇所	500トン

※平成9～18年度の撤去処分量は、1箇所あたり20トンとして算出した概算値

鹿角地区



大館地区



北秋田地区



山本地区



男鹿地区



由利本荘地区



大仙地区



横手地区



湯沢地区



支部長あいさつ 2015年の抱負



県北支部長 大塚 勝栄

新年あけましておめでとうございます。1年の月日の過ぎる早さが、早すぎる今日この頃では有りますが、新年を迎えし、会員の皆様いかがお過ごしでしょうか。

毎年感じている事ですが、新年を迎え私たち業界の今年はどうなっていくのか、どうしたらいいのか、考え深いところではございますが1年がスタート致します。

岩手県のがれき処理は昨年度で無事終了することが出来ました。参加頂きました会員皆様の協力のおかげと感謝を申し述べたいと思います。

昨年11月の盛岡での産廃関係全国大会は、600人規模で盛大に執り行われました。初めての参加でしたが、全国各地から沢山の方々が参加されていました。秋田県からは20数名の参加でした。隣の岩手県での開催でしたので、30～40人の参加をして頂けると期待をしていましたが残念に思っているところです。このような機会に出席し、新しい情報を得る事が、私たち業界には必要な事だと感じていますし、次の機会には皆様挙って参加頂きますようお願い致します。

昨年は11月に株価の上昇、又、数年ぶりに円安が進み、落ち着きの無い日本経済のように感じられているところです。

追い打ちをかけるように12月の衆議院解散選挙、新しい年に向かって何を期待しての解散選挙だったのか、今でも解らないところです。

私の昨年の釣果は、30数年の中で最低の釣果であったと思っています。春先のメバル漁から始まり、秋のマグロ漁、そして鱈漁で終わりましたが、メバルは最悪の状態でしたし、又、マグロに関しては過去最低の本数でした。鱈はそれなりの数はありましたが、物足りない1年でしたし、全体をみますと不漁の1年だと思っています。これも地球温暖化の影響での、海水温の上昇等が考えられています。私達の地球は、どこか壊れていくようにも感じている今日この頃ですが、めげずに、今年は大漁を祈りながら新年を迎えることが出来ました。



県北支部の昨年は、ボランティア活動に関しては例年通りに進めて参りましたが、最近のボランティア活動は、向かう方向が違っているように感じています。私達産廃業界でなくとも、誰でも出来ることに、重宝に担ぎ出されているように思えてなりません。

昨年の理事会での話でも有りましたが、今年は原点に戻って検討する必要が有るとの事から、業界の目指すところを見つめ直して参りたいと思っています。

新年にあたり産廃協会会員の皆様にとって素晴らしい年になることを祈念し、私の挨拶と致します。



中央支部長 平野 久貴

平成 26 年度 秋田県産業廃棄物協会 中央支部の忘年会を 12 月 2 日に開催した。忘年会前の講習会では、秋田県秋田中央保健所環境指導課 環境・食品衛生班の平柳様よりご講話いただいた。その中で特に印象に残った言葉がある。“業者選択のポイントで危険な処理業者は、許可証や処理場を見せない。処理費用が安すぎる。何でもリサイクルすると豪語する。車両や処理場内が汚れており、廃棄物が大量に積み上げられている。”といった言葉で、取引先のお客様からも時々聞く言葉である。

産業廃棄物処理業者は許認可を取得し事業を行っている。広範囲な許認可を取得し事業をしている業者は、マジョリティではないはずである。私たち中小企業の設備投資には限界があり“なんでもリサイクル、処理できる”業者は限られているはずである。

秋田県産業廃棄物協会会員は排出事業者さんに、より安全・安心にリサイクル・処理していただくためには協会会員同士の情報共有や業務提携を強化し、かつ、情報発信を今以上にしていかなければならないと改めて感じさせられた平柳様の講話内容であった。感謝。

さて、日本は資源に乏しい。日本人であれば誰もが知っている「常識」である。しかし、有効活用できる資源もある。プリント基板などの「都市鉱山」や廃 PET ボトル、廃バッテリーなどの使用済み製品である。

これらの使用済み製品が「リサイクル材料」たるゆえんは、日本国内におけるリサイクルシステムと消費者の環境意識の高さや業界関係者の熱意によるものである。しかし、これらの「リサイクル材料」は約 6 割が輸出され国内の再生原料メーカーには死活問題となっている。本来であれば国内で創出されたはずの付加価値や雇用機会まで海外へ流れ出している。これらを踏まえて、秋田県産業廃棄物協会は、完全循環型リサイクルシステム早期構築に向けて協会会員でのループ作りを急がなければならない。

最後に、今年は羊年である。羊年の出来事を紐解くと、昭和 30 年には自由民主党が結成され、いわゆる 55 年体制が確立された。私が生まれた昭和 42 年には、第 3 次中東戦争が勃発、昭和 54 年には日本でサミットが開催され、平成 3 年には湾岸戦争、平成 15 年にはイラク戦争があった。こうしてみると羊年には大きな出来事がおきている。くしくも 12 月 2 日には第 47 回衆議院議員選挙が公示され、時代が大きく動く予感がする。このように大きな動きがありそうなときこそ秋田県産業廃棄物協会が協会会員と共に付加価値を高め雇用機会を作り、秋田県経済の一翼を担えるように、秋田県産業廃棄物協会の主導力に期待したい。



県南支部長 木村 勝幸

謹んで新年のご祝辞を申し上げます。

旧年は県南支部長という大役を仰せつかり、若輩ながらもなんとか運営してまいりました。たくさんの方々に支えていただきましたことに感謝申し上げます。新年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、大雪、地震、台風に伴う大雨や土砂災害、火山の噴火等、国内各地で自然災害関連のニュースが目立った1年だったと感じております。まだ記憶に新しい東日本大震災からも間もなく4年がたとうとしておりますが、やはりこれらに対する備えは決して忘れてはならないものであると再認識させられる年であったと思います。

過去に読んだことのある、ある一節で「人類が今日まで繁栄することができた理由のひとつは、弱いものを守る術を身につけながら、子孫を残してきたからである」といった内容のものがあつたと記憶しております。ここでいう「弱いもの」とは自然界の中で生きる弱者であり、人類そのものを指すものです。確かに、自然界で野生動物と人間が同等の生活をしていると仮定した場合、気候の変化や天変地異、食物連鎖などの流れの中では現状よりも相当弱い部類の生物だったろうと想像がつかます。やはり自然界のエネルギーと比較すると人間の力は微々たるものであると感じざるを得ませんが、先人たちの知恵や文明の利器により、長い時間を経て順応しながら人間社会が形成されてきたようです。

私たちは日頃から「自然環境」に大きくかかわる業務を担っております。近年の短い時間の中でも、大気・水・緑などの自然環境を守る環境保全から、リサイクルにより自然に返す循環型、そして自然エネルギーなどの共存型と時代に沿ったテーマが広がりを見せております。特にリサイクルや自然エネルギーの分野は、今後も様々な変遷を遂げるものであらうと思っております。

2015年は、備えと順応。前述した自然災害、環境のみならず、社会経済や情勢等も今後も多種多様に変化するものと思われれます。今一度、自分の立ち位置を見つめなおし、あらゆることへの備えを常に持つことを忘れず、先人たちがそうであったように、環境や時代の変化に順応しうるための努力を惜しむことなく前進してまいりたいと思っております。

皆様にとりまして、輝かしい1年であることをご祈念申し上げます。本年もよろしくお願いいたします。

第14回 あきたエコ&リサイクルフェスティバル

- 1 開催日時 平成26年9月6日(土)、7日(日) 10:00~16:00
- 2 開催場所 秋田駅前アゴラ広場、買物広場大屋根「ビックルーフ」
- 3 主催 あきたエコ&リサイクルフェスティバル実行委員会
 【NPO法人環境あきた県民フォーラム、秋田県(事務局:生活環境部温暖化対策課)、秋田市、秋田大学、国際教養大学、(一財)秋田鉱業会、(公社)食品容器環境美化協会、(一社)秋田県産業廃棄物協会 計8団体】
- 4 来場者 約28,000人
- 5 協賛企業・団体数 19
- 6 出展企業・団体数 41
- 7 概要 開会コンセプト『見つけよう、未来へのエコメッセージ』

【産廃協会ブース出展】

今年度の協会ブースは、協会事業の取り組み紹介(廃棄物の不法投棄防止活動のパネル展示、災害廃棄物処理支援活動のパネル展示)のほか、昨年度に引き続き、青年部会が主体となり「人力発電かき氷」コーナーを設営しました。廃棄物に関するアンケートに答えながら、エアロバイクを自ら漕いで発電することで、電気の大切さ(エコロジー)を楽しみながら体感していただきました。2日間とも天候に恵まれ、雨天となった昨年よりイベント参加者が増加し、来場者アンケートの一番印象に残ったイベント・展示部門で断トツトップ、2年連続1位となりました。(別添来場者アンケート結果参照)
 今後も本イベントにとってなくてはならない団体ブースになるよう、努力邁進していきましょう。

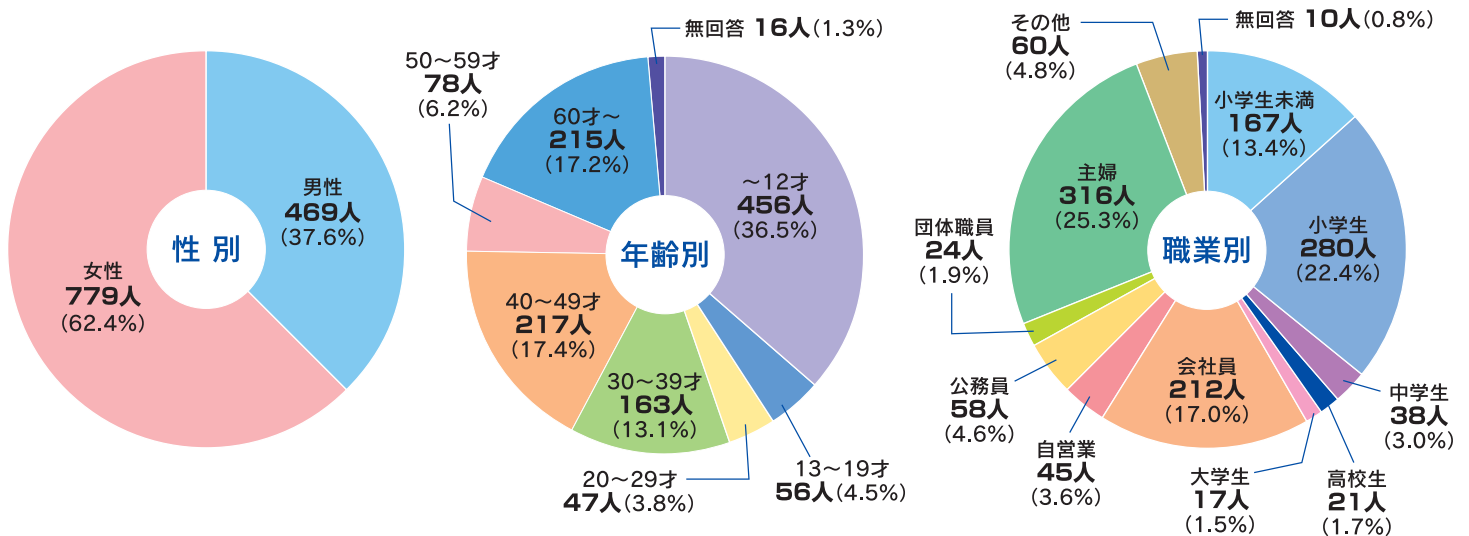


第14回あきたエコ&リサイクルフェスティバル 来場者アンケート結果

実施概要 ■ 日時:平成26年9月6日(土)、7日(日) 10:00~16:00
 ■ 実施場所:本部・総合案内、アゴラ広場、ビッグルーフ

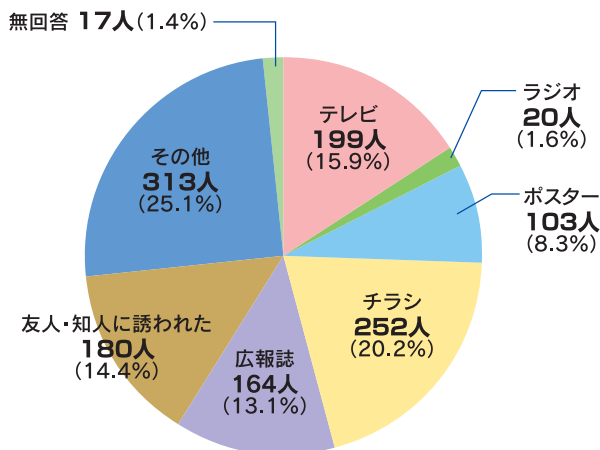
実施内容 ■ 会場スタンプラリーカードの裏面にイベントや環境問題についてのアンケート項目を設け記入してもらった。

回答数 ■ 1,248枚

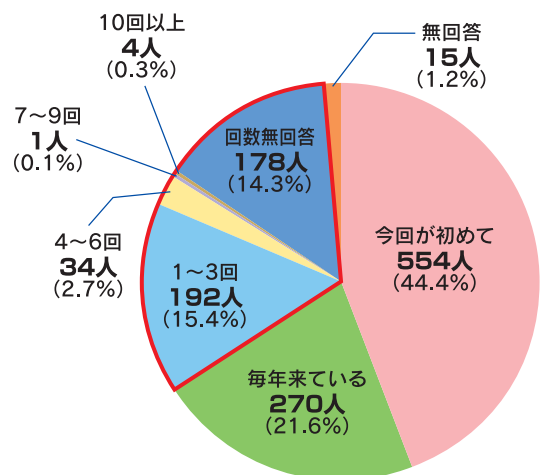


■ 本イベントについての意識

Q 本イベントを
どのようにして知りましたか?



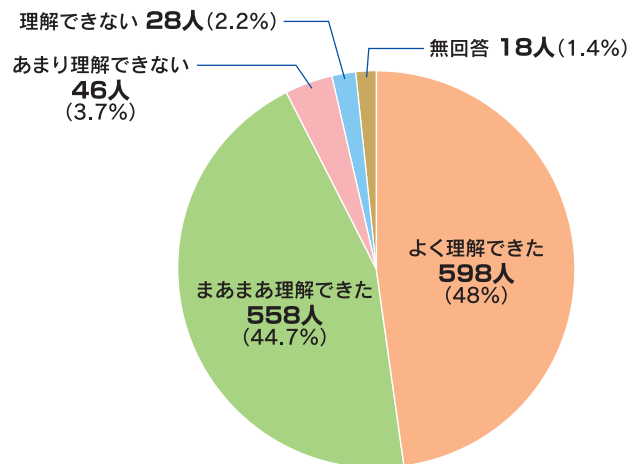
Q 本イベントへの
来場回数について、
当てはまるのはどれですか?



※赤枠は「何度か来たことがある」に回答

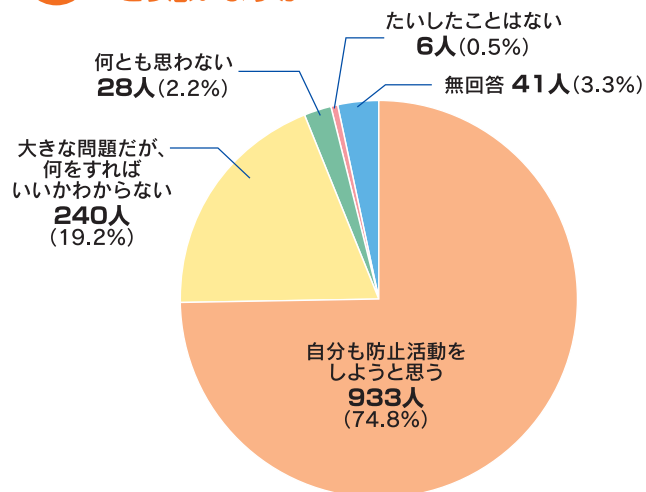
■ エコロジーやリサイクルへの理解度

Q エコロジーやリサイクルのことがよく理解できましたか？

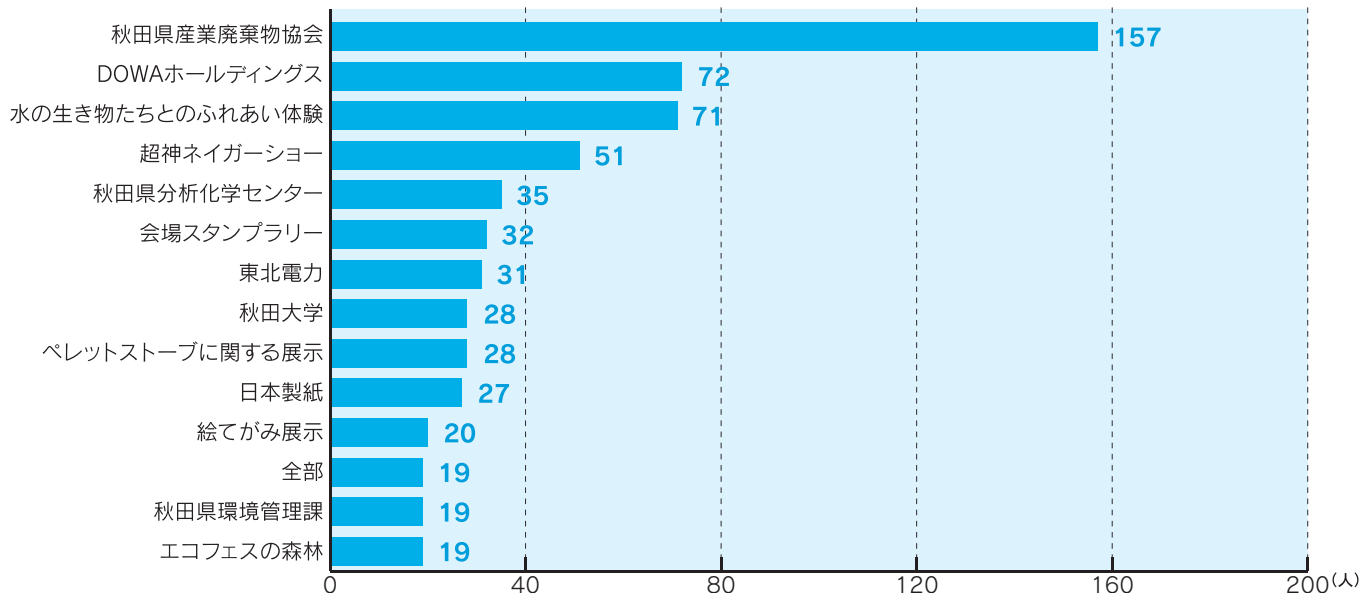


■ 地球温暖化への意識

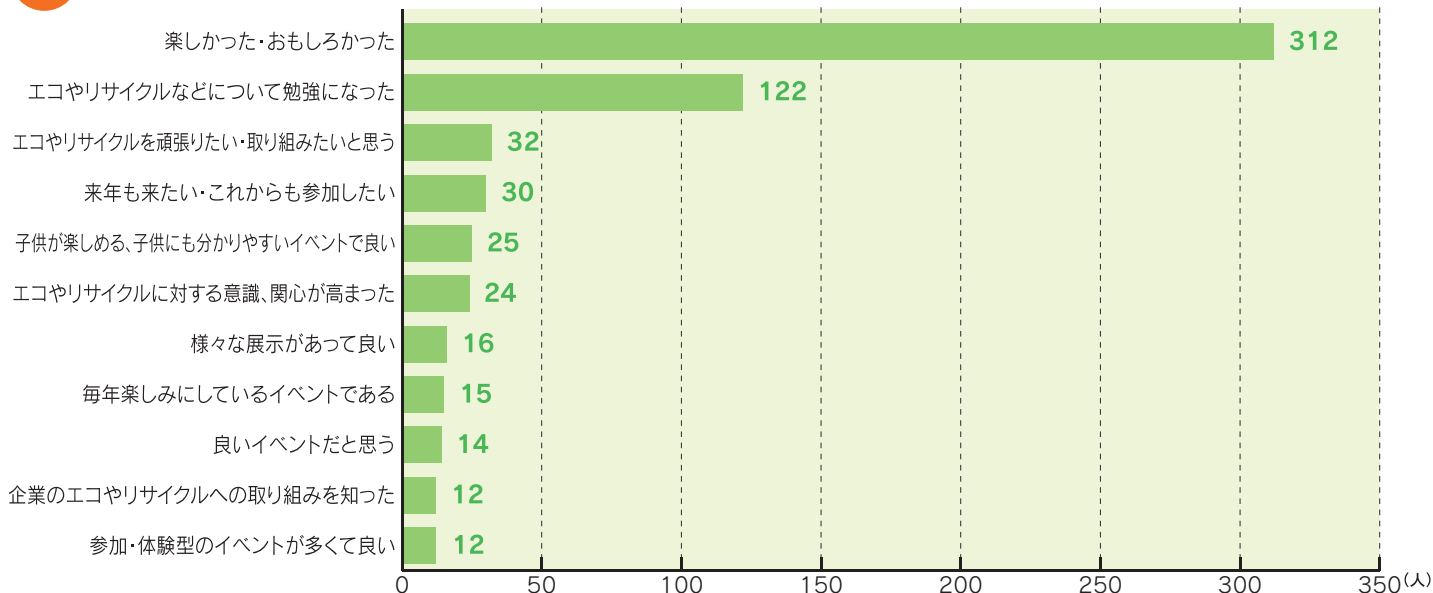
Q 地球温暖化について、どう思いますか？



Q 今回一番印象に残ったイベントや展示は何ですか？



Q このイベントに参加してみた感想を、ご自由にお書きください。



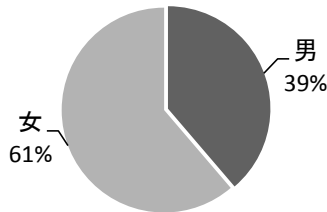
協会ブース来場者アンケート結果

実施日時：平成26年9月6日（土）、7日（日）10:00～16:00

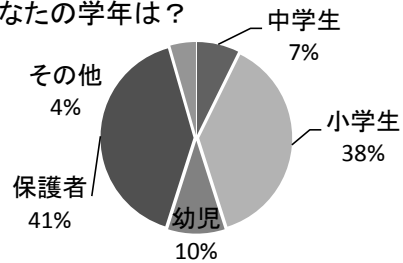
実施場所：（一社）秋田県産業廃棄物協会ブース前

回答数：315枚

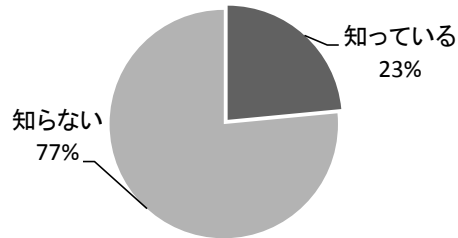
1) あなたの性別は？



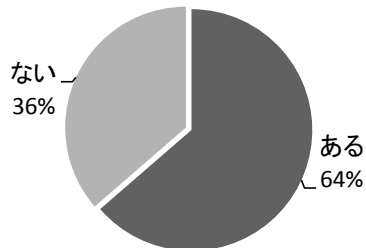
2) あなたの学年は？



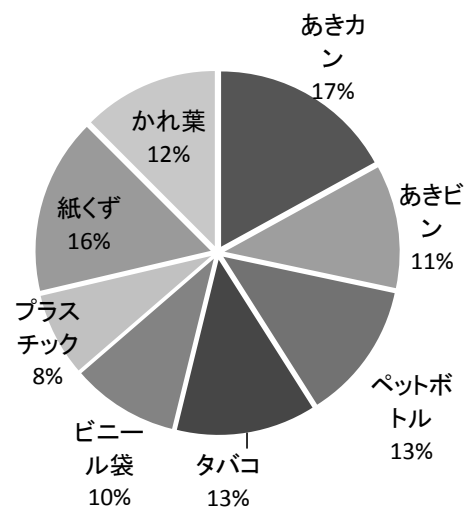
3) あなたは秋田県産業廃棄物協会を知っていますか？



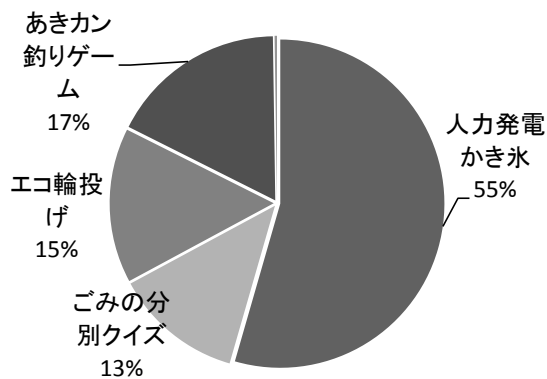
4) あなたはごみ拾いなど「クリーンアップ活動」をしたことがありますか？



「ある」と答えた方
Q. その時に拾ったごみは何でしたか？（複数回答可）



5) 来年このブースでやってもらいたいことは何ですか？（複数回答可）



青年部会長あいさつ 2015年の抱負



青年部会長 高島 慶人

新年明けましておめでとうございます。

前任の上田青年部会長に代わり、後任を仰せつかりました高島でございます。

まだまだ勉強不足な未熟者ではございますが、微力ながら、次世代そしてさらに次世代へと繋がる組織作りを目標に、精一杯精進いたしますので、今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

日頃は当協会青年部活動に多大なご協力・ご理解をいただき誠にありがとうございます。特に親会各会員の皆様からは、活動予算はもとより、各環境事業・環境教育、また情報収集・他県との交流への場に参加できる組織体制をつくっていただき、青年部会員を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。また、青年部各会員の皆様におかれましても、各支部の活動に加え、秋田県青年部としての活動にも、誠心誠意のご協力いただき重ねて御礼申し上げます。

さて、私たち青年部は平成21年の設立総会から数え、丸5年を経過することとなりました。親会の活動目的の一部『適正処理・循環型社会の形成』を主軸に、上部組織〔全国産業廃棄物連合会青年部〕の活動に引っ張られる形で、CO2 マイナスプロジェクト・CSR2プロジェクト等、『社会貢献』『環境教育』『事業継続計画』『労働安全衛生』という、近年社会的に求められる分野を主に勉強し、各会員企業へ持ち帰り、一步先行く情報共有する場として、他県会員と交流を深めて参りました。

全国8ブロック1806人の会員のその熱意に圧倒されながら、自分たちは何に優って、何に劣っているのか、切実に知る良いきっかけとなったのを覚えております。

昨年は、事業報告のとおり、いままでの親会事業への参画、会員研修および交流に加え、地元小学生への『環境教育』を実施いたしました。主題は、3Rに集約した簡単なものでしたが、循環型社会を勉強していただきながら、協会そのものの存在を知っていただく啓蒙活動として十分に成果があったと思います。今後も継承していきたいと思っております。

『子曰、温故而知新、可以為師矣。』

現代語訳で、古くからの伝えを大切に、新しい知識を得ていくことができれば、人を教える師となることができる。と訳されます。

私は、『温故知新』の意である、最後の『以って師と成るべし』の師を、企業・組織を導くリーダーと置き換えて大事にしております。新しい考えにうとくなくて因循姑息になり石頭になるのも、新しい考えばかりに執着し、古きものの良さの発見に遅れてしまうのも、両方とも成長をとめてしまう気がします。

これを青年部に置き換えますと、先輩達の積み上げてきたものを、『よく学び』、それを『工夫・進化』させることが大切と考えます。全国の自分達より先に社会で働き、自分達より豊かな経験のある人たちに出会い、新しい知識を獲得できるような、そんな青年部活動を継続し、布いては秋田県産業廃棄物協会の未来を担う『人材育成』ができる組織に成長できれば、この上ない喜びでございます。末筆に、会員皆様には引き続き倍旧のご厚情・ご理解を賜りたく、切にお願い申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

秋田県産業廃棄物協会青年部会 第3回通常総会

秋田県産業廃棄物協会青年部会の第3回通常総会を下記のとおり開催いたしました。

議案審議では平成25年度事業報告及び収支決算、平成26年度事業計画(案)及び収支予算(案)、役員改選についての5議案を上程しましたが、いずれも原案どおり承認されました。

その他報告事項として、上田部会長から、26年度全産連青年部の継続的な取り組み事業である「CSR2プロジェクト継承と進化」の説明と北海道・東北ブロック協議会のテーマが先の3.11大震災を経験した地域としてBCP(事業継続計画)に決定された経緯と、今後のスケジュール及び会員への協力要請を説明しました。

- 1 開催日時 平成26年6月6日(金)
- 2 場 所 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 出席者数 43名(委任状18名)
- 4 議 事 (1) 平成25年度事業報告
(2) 平成26年度事業計画
(3) 役員改選



運 営 委 員 会

【 第1回運営委員会 及び ブロック総会運営プロジェクト委員会 】

- 1 開催日時 平成26年6月25日(水)
- 2 場 所 秋田キャッスルホテル
- 3 議 題 (1) 北海道・東北ブロック協議会第13回総会について

【 第2回運営委員会 及び ブロック総会担当者慰労会 】

- 1 開催日時 平成26年8月1日(金)
- 2 場 所 委員会：東カンビル7階会議室／慰労会：ドラム缶焼肉
- 3 議 題 (1) 今後の活動計画について
 - ・エコフェス関係
 - ・バーベキュー交流会関係
 - ・環境教育関係
 - ・11/21 青年部全国大会関係
 - ・部会員研修会関係(2) CSR2 プロジェクトについて
 - ・各都道府県環境教育報告について
 - ・各企業単位のエントリー及び報告書提出について

【 第 3 回運営委員会 】

- 1 開催日時 平成 26 年 10 月 3 日 (金)
- 2 場 所 東カンビル 7 階会議室
- 3 議 題 (1) 今後の活動計画について
 - ・ 第 3 回バーベキュー交流会について
 - ・ 11/21 青年部協議会第 9 回全国大会について
 - ・ 第 2 回部会員研修会について

【 第 4 回運営委員会 】

- 1 開催日時 平成 26 年 12 月 9 日 (火)
- 2 場 所 第一会館本館
- 3 議 題 (1) 今後の活動計画について



研 修 会 ・ 交 流 会

【 平成 26 年度第 1 回研修会 】

- 1 開催日時 平成 26 年 8 月 23 日 (土)
- 2 場 所 カレッジプラザ講堂 (秋田市)
- 3 参加者 14 名
- 4 研修次第 あきた環境懇話会 (第 1 回情報交換会)
 - 『秋田の環境よもやま講座その 3 ~ 廃棄物編』 講師：長沼 隆氏
 - 『能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策について』 講師：高橋 行文氏
 - 『災害廃棄物の広域処理業務を終えて』 講師：高島 慶人氏
 - 『大型蓄電池システムと独立電源システムの将来』 講師：佐藤 純一氏



【 平成 26 年度第 2 回研修会 】・【 第 3 回バーベキュー交流会 】

- 1 開催日時 平成 26 年 12 月 9 日 (火) 同日開催
- 2 場 所 研修会：第一会館本館
BBQ 交流会：焼肉大昌園
- 3 参加者 研修会 22 名 / 交流会 20 名
- 4 研修内容 (報告会：環境省より)
 - 『産業廃棄物の現状と課題について』
 - 報告者：高島副部長



第 3 回バーベキュー交流会風景

環境学習会

秋田の次世代を担う子どもたちに、ごみの分別やリサイクルについて簡単かつ楽しく学んでもらうことで、限りある資源の大切さを身近に感じてもらえるよう、青年部が今年度初めて企画・実施しました。

当日は、環境あきた県民フォーラムさんの研修会場を15分程お借りしての講義時間となりましたが、スライドや資料をながめ先生の言葉に耳を傾ける子供達は真剣そのものでした。これをきっかけに少しでも廃棄物へ関心を持ち、「3R」の行動につなげてもらえればと思います。また、当青年部会においても、今後とも環境教育活動を続けていきたいと思えます。

【ジュニア・サマースクール in 遊学舎 2014】

- 1 開催日時 平成26年8月24日（日）
- 2 場 所 遊学舎（秋田市）
- 3 参加者 秋田市内の幼児・小学生11名と保護者
- 4 担当会員 高島副部長、山岡委員、相原委員、田村委員、小松委員、池田委員
- 5 実施協力団体 NPO 法人環境あきた県民フォーラム

授業風景



スライドを使った授業のスタートです！



最後に、当青年部会の活動を紹介。



環境学習会 お疲れ様でした！

全国産業廃棄物連合会青年部協議会 北海道・東北ブロック協議会 第13回総会

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 開催日時 | 平成26年7月4日（金） |
| 2 | 場 所 | 秋田キャッスルホテル4階「放光の間」 |
| 3 | 出席者数 | 87名（来賓5名含む） |
| 4 | 議 案 | 第1号議案 平成25年度事業報告及び決算報告及び監査報告
第2号議案 平成26年度事業計画（案）及び収支予算（案）
第3号議案 その他 |

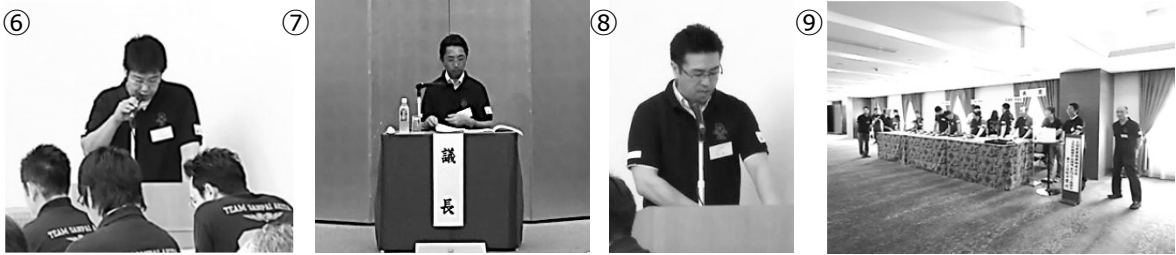
オープニングセレモニー

北海道・東北ブロック協議会第13回総会を平成26年7月4日（金）に秋田県にて執り行いました。当日は秋田県青年部会 山岡慎太郎氏の司会で始まり、副協議会長の上田卓巳氏（写真①）が開会を宣言しました。次に荒井ブロック協議会長（写真②）の熱い意気込みを感じる挨拶の後、ご来賓の方々を代表し秋田県生活環境部嵯峨次長（写真③）及び秋田県産業廃棄物協会山岡会長（写真④）よりご祝辞を頂戴しました。また、秋田県生活環境部産業廃棄物対策班大門班長、全国産業廃棄物連合会青年部協議会仲田統括幹事、当県協会石郷岡事務局長にご臨席を賜りました。（写真⑤）



総 会

この度の総会では、秋田県青年部会 山岡慎太郎氏（写真⑥）の司会、小林郷司氏（写真⑦）が議長に選任され、議案第2号では、高島慶人ブロック幹事（写真⑧）が平成26年度事業計画（案）として、昨年度に引き続き「CSR2 プロジェクト（継承と進化）に参画」、「BCPの積極的な推進」、また、平成28年度に仙台市において開催される第10回全国大会及びスプリングカンファレンス2016の開催地が仙台市に決定したことから、今年度開催の「第9回全国大会へ積極的に参加」するなど、当ブロック開催へ向けた準備を始める年度とし事業を推進する旨説明したところ、全会一致で決議しました。また、秋田県メンバーのスムーズな議事進行・協力のもと、総会を滞りなく閉会することができました。



一目で秋田県（スタッフ）とわかるよう受付時よりチームポロシャツを着用し、秋田県の団結力と意気込みを県外会員にアピールしました。（写真⑨）、（写真⑩）

研修会

総会終了後、㈱オイルプラントナトリ常務取締役星野 豊様をお招きし、BCP 研修会を開催しました。同社は宮城県名取市で木くず・廃油の取運運搬、燃料の再資源化等産業廃棄物処理業を営んでおり、東日本大震災の大津波により大きな被害を受けたものの、あらかじめ決めていたBCP（事業継続計画）に基づき、わずか8日間で中核事業の再開を実現されたとのことで、その実体験をもとにBCPの重要性等ご講義いただきました。



懇親会

「なまはげ&おぼこ」が来場者をお出迎え。（写真⑪・⑫）
 懇親会で挨拶をする荒井ブロック長。（写真⑬）
 仲田全産連青年部協議会統括幹事に乾杯の音頭を取っていただきました。（写真⑭）



懇親会場内に、秋田の若手地酒販売店グループ『酒和从(シュワット)』による地酒コーナーを設け、県内外の皆様にご覧いただき『秋田の地酒』を楽しんで頂きました♪



また、男鹿のなまはげ太鼓による勇壮な祝奏の披露に、会場は一気に盛り上がりを見せました！



会場では、各道県青年部会員相互の親睦が深められ情報交換が行われました。



さいごに

本総会の秋田開催にあたり、当青年部会では、これまで、ホスト県として「秋田らしいおもてなし」ができないものか幾度も協議を重ねてまいりました。

部会員全員参加を目標とし、各々が役割をしっかりと把握するなど、総会当日も開始2時間前から念入りな打合せや準備を進め、一丸となった総会の運営を心掛けました。

その結果、秋田青年部28名の熱意と手腕が大いに発揮され、総会・研修会・懇親会すべて成功裏に終わることができました。

ご来賓の秋田県生活環境部の皆様、山岡会長、平野中央支部長、石郷岡事務局長におかれましては、最後までご臨席いただき、大変感謝いたしております。誠にありがとうございました。今回の総会で得ることができた「チームワーク」を、次の事業に生かし邁進していく所存ですので、今度ともご指導・ご鞭撻の程よろしく願いいたします。

最後になりますが、本総会に多数のご参加、ご協力をいただきました各道県ブロック青年部会員の皆様に心より厚くお礼申し上げますとともに、準備、運営にご尽力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

(秋田県青年部会員一同)



北海道・東北ブロック協議会 ゴルフ交流会

毎年恒例のゴルフ交流会について、今年度は当県にてブロック総会を開催するということもあり、ブロック会員とより一層交流を図るべく、総会の翌日に開催しました。
 当日は朝から猛烈な暑さとの戦いとなりました。最終組のホールアウトが16時を過ぎる長丁場となりましたが、途中棄権することもなく最後まで楽しんでいただけた様子でした。
 総勢28名のゴルファーが熱戦を繰り広げた結果、岩手県が1、2、3位を独占！
 この度ご協力・ご参加いただいた部会員の皆様、大変お疲れ様でした。

- 1 開催日時 平成26年7月5日(土)
 - 2 場 所 秋田椿台カントリークラブ
 - 3 参加者 28名(7組)
- (参加者内訳：北海道1名、青森4名、岩手5名、宮城5名、福島3名、秋田10名)



全国産業廃棄物連合会青年部協議会 第9回全国大会 中部大会 in 名古屋

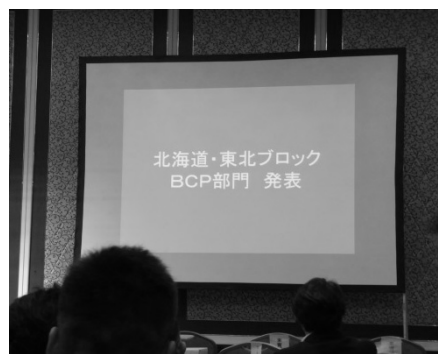
平成26年11月21日、全国の青年部会員約600名が愛知県名古屋市に集まり、全国産業廃棄物連合会 青年部協議会 第9回全国大会が盛大に開催されました。

第1部のオープニングセレモニーでは、全産連青年部協議会木村副会長の開会宣言で幕を挙げ、青年部協議会加山順一郎会長の挨拶があり、続いて来賓の愛知県環境部長、名古屋市環境局長、環境省顧問谷津龍太郎様から祝辞が述べられました。

第2部では、各企業でこの2年間取り組んできたCSR2プロジェクトの表彰式と各都道府県の取り組みVTR及び各ブロックの取り組み発表が行われました。各ブロックともに工夫をこらした素晴らしいプレゼンが繰り広げられ、当ブロックからはBCP事業について、震災を経験し実体験に基づいたBCPの重要性を齊藤信ブロック幹事より発表していただきました。

第3部の懇親会の最後には、次回開催地のPR時間が設けられ、第10回大会が当北海道・東北ブロックということで、荒井寛協議会長及びブロック青年部会員一同にてPR活動を行いました。

- 1 開催日 平成26年11月21日（金）
- 2 会場 ウェスティンナゴヤキャッスル（愛知県名古屋市）
- 3 主催 全国産業廃棄物連合会青年部協議会
主管 全国産業廃棄物連合会青年部協議会 中部ブロック
- 4 大会スローガン 「いざ出陣！継承と進化へ新たなる挑戦！」
- 5 内容 第1部 オープニングセレモニー
第2部 CSR2プロジェクト表彰式並びに各都道府県・ブロック発表
第3部 大懇親会
- 6 参加者 約600名（北海道・東北ブロック協議会より72名、当協会より13名参加）



青年部会からのお知らせ

BCP【事業継続計画】策定を推進

私たち廃棄物処理業界は、公共性の高い業務を担う業界として、どんな状況下でも事業を継続する計画を整備する必要性が求められており、また、当部会が所属する北海道・東北ブロック協議会では今年度、東日本大震災の教訓を踏まえ、BCP（Business Continuity Planning 事業継続計画）を推進する年度と位置づけ、連絡網を作成する等積極的に活動しております。

当青年部会においても、一昨年より、作成が比較的簡易的な「新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画」の作成を整備・見直し、各社早急にとりまとめ、協会まで提出いただいております。今後皆様から提出いただいた計画書は、協会を通じ、秋田県側へ意思表示していきます。また、親会の方々へも青年部の積極的啓蒙活動として理解いただきたいと存じます。

新型インフルエンザ発生時の
廃棄物処理事業継続計画

<産業廃棄物収集運搬業者用>

平成26年11月

〇〇株式会社

今後の活動予定

- ・平成26年度第5回運営委員会／平成27年1月8日（木）東カンビル会議室
- ・平成26年度第3回部会員研修会／平成27年1月24日（土）カレッジプラザ講堂
- ・全産連青年部協議会第5回全国青年部会長会議／平成27年2月5日（木）沖縄県
- ・平成26年度第6回運営委員会／平成27年3月12日（木）東カンビル会議室
- ・北海道・東北ブロック協議会臨時幹事会／平成27年3月19日（木）宮城県

青年部会員を募集しております！

- ◆対象 協会に所属する企業の概ね50才以下の男女
- ◆年会費 1社につき20,000円

お問い合わせは事務局まで

☎018-863-7107

協会からのお知らせ

協会への入会のおすすめ

— 循環型社会の構築に資するため 産業廃棄物の適正な処理を目指して —

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等を推進することにより、産業の健全な発展、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることにより、県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として設立されております。

会員は、収集運搬及び処分業の許可を受けている事業者、排出事業者、再生利用者、協会の目的に賛同する賛助会員で構成されている公益法人です。

産業廃棄物処理業界が社会の期待に的確に答えていくため、同業の志が相互に連携を深め組織として機能することが重要であります。

つきましては、御社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いに活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◎ 会員の種類と入会資格

正会員 秋田県知事の許可を受け、県内に事務所又は事業所を有する産業廃棄物処理業者
賛助会員 上記以外の者で、協会の目的に賛同する個人又は団体

◎ 入会金及び会費

【入会金】	50,000円		
【年会費】	正会員	収集運搬業	62,000円
		中間処理業	82,000円
		最終処分業	106,000円
		排出事業者等	60,000円
	賛助会員		60,000円

◎ 入会方法

入会を希望される場合は、加入申込書、産業廃棄物処理業許可証（写し）等を提出していただくことになっておりますので、協会事務局までご連絡下さい。

◎ 入会のメリット

- ★ 環境関係法令、制度等に関する最新情報の提供
- ★ 協会会報、事務局だより等による産業廃棄物に関する情報の提供
- ★ 各種研修会、講習会の開催や先進施設等の視察研修の開催
- ★ クリーンアップ活動、環境教育・環境イベント参加など社会貢献活動の参画
- ★ 会員間の親睦、交流等による情報交換
- ★ 産業廃棄物関連専門誌の紹介、斡旋等
- ★ 会員名簿の配布 他



一般社団法人 秋田県産業廃棄物協会

事務局 〒010-0951 秋田市山王三丁目1番7号 東カンビル3F
TEL 018-863-7107 FAX 018-863-6977

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入について

【 マニフェストの種類 】

- 1 全ての産業廃棄物に適用できるマニフェスト
(発行元：公益社団法人全国産業廃棄物連合会)
直行用(7枚綴)と積替用(8枚綴)の2種類があります。
- 2 建設系廃棄物専用のマニフェスト(7枚綴)(発行元：建設6団体副産物対策協議会)

【 マニフェストの価格 】

- ・単票(手書き用) 1セット 100部入 2,500円(税込)
- ・連続用(パソコン用) 1ケース 500部入 12,500円(税込)

【 マニフェストの購入方法 】

1. 協会事務局で直接購入する場合

窓口でマニフェスト購入申込書(別紙)に必要な事項を記入していただき、現金と引き換えでの購入となります。

2. 発送を希望する場合

マニフェスト代金は郵便振込による先払いとなります。

郵便口座へのマニフェスト代金の振込は、郵便局窓口備え付けの払込取扱票(青色)に下記の事項を記入し行って下さい。(振込手数料は購入者負担)

お振込みが済みしだい、「マニフェスト購入申込書」に「払込受領証」を貼付し、午後4時までにはFAXにて当協会事務局あて送信下さい。

入金確認後、宅配便にて発送(送料は着払い)致します。

《 代金振込先及び記入内容 》

口座番号	02540-3-9675
名義	一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
金額欄	マニフェスト代金(税込み)×必要個数
通信欄	マニフェストの種類と必要個数をご記入下さい。
ご依頼人欄	住所、会社名、代表者名、電話番号

マニフェスト購入申込書

～一般社団法人 秋田県産業廃棄物協会～
(FAX : 018-863-6977)

マニフェスト伝票代金支払い方法 (どちらかに○をつけて下さい)

①協会窓口払い

②郵便振込 (月 日払込済)

マニフェスト (管理票) の種類		単 価 (税込)	必要個数
産業廃棄物管理票 【直 行 用】 7枚綴	単 票	1セット/100枚入 2,500円	セット
	連続票	1ケース/500枚入 12,500円	ケース
産業廃棄物管理票 【積 替 用】 8枚綴	単 票	1セット/100枚入 2,500円	セット
	連続票	1ケース/500枚入 12,500円	ケース
産業廃棄物管理票 <u>建設系廃棄物マニフェスト</u> 7枚綴	単 票	1セット/100枚入 2,500円	セット
	連続票	1ケース/500枚入 12,500円	ケース

※協会記入欄 箱番号 No. (~)

申 込 日 : 平成 年 月 日

住 所 : 〒 _____

会 社 名
又 是 : _____ 様

個人経営の場合は個人名

会社代表者 : _____ 様

電 話 番 号 : _____

F A X 番 号 : _____

振替払込請求書兼受領証

貼り付け欄

電子マニフェスト

加入料廃止のお知らせ

電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップが平成25年10月に公表され、その達成目標は「平成28年度において電子マニフェスト普及率（利用割合）を50%」とされており、電子マニフェストについて一層の普及拡大が求められています。

この度、普及をさらに加速させるため、平成26年1月1日より料金を改定し、加入料を廃止することといたしました。

- 適用日：平成26年1月1日
- 料金改定の内容：加入料 3,150 円 ⇒ 廃止

自然にやさしいネットワーク



＜お問合せ＞

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター 業務推進部

TEL：0800-800-9023(通話料無料)

FAX：03-5275-7112

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

消費税率の引上げに伴う料金変更について(平成 26 年 4 月 1 日適用)

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率改正(引き上げ)に伴い、電子マニフェストシステム利用料金は新税率(8%)を適用し、以下のとおり変更いたします。

平成 26 年 4 月 1 日適用

電子マニフェストシステム利用料金表 (税込み)

● 排出事業者		税抜価格(変更なし)	変更前 (~H26.03)	税込価格 →	変更後 (H26.04~)
A料金	基本料/年	24,000 円	25,200 円		25,920 円
	使用料/件	10 円	10.5 円		10.8 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 1,200 件以上	年間 1,200 件以上		年間 1,200 件以上
B料金	基本料/年	2,000 円	2,100 円		2,160 円
	使用料/件	66 件まで無料 30 円	66 件まで無料 31.5 円		66 件まで無料 32.4 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 1,199 件まで	年間 1,199 件まで		年間 1,199 件まで
団体加入 (C料金)	基本料/年	—	—		—
	使用料/件	30 円	31.5 円		32.4 円
● 収集運搬業者		税抜価格(変更なし)	変更前 (~H26.03)	税込価格 →	変更後 (H26.04~)
収集運搬業者	基本料/年	12,000 円	12,600 円		12,960 円
	使用料/件	—	—		—
● 処分業者		税抜価格(変更なし)	変更前 (~H26.03)	税込価格 →	変更後 (H26.04~)
報告機能	基本料/年	12,000 円	12,600 円		12,960 円
	使用料/件	—	—		—
報告機能 + 2 次登録 A料金	基本料/年	24,000 円	25,200 円		25,920 円
	使用料/件	10 円	10.5 円		10.8 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 700 件以上	年間 700 件以上		年間 700 件以上
報告機能 + 2 次登録 B料金	基本料/年	12,000 円	12,600 円		12,960 円
	使用料/件	66 件まで無料 30 円	66 件まで無料 31.5 円		66 件まで無料 32.4 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 699 件まで	年間 699 件まで		年間 699 件まで

【基本料】…年 1 回(毎年)

【使用料】…マニフェスト登録件数 1 件(件数ごと)

平成 26 年 4 月 1 日適用

電子マニフェスト利用料金

【排出事業者】

排出事業者の加入単位：排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など (税込)

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者団体加入料金 (C料金)
基本料 (1年間)	25,920円	2,160円	不要
使用料 (登録情報1件につき)	10.8円	(66件まで無料) 32.4円	32.4円
利用区分の目安となる年間登録件数	1,200件以上	1,199件まで	—

【収集運搬業者】

収集運搬業者の加入単位：業者単位で加入(複数加入も可) (税込)

利用区分	収集運搬業者
基本料 (1年間)	12,960円

【処分業者】

処分業者の加入単位：処分事業場単位。(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能) (税込)

利用区分	処分業者				
	①処分報告機能のみ	②処分報告機能+2次登録機能		③2次登録機能のみ	
		A料金	B料金	A料金	B料金
基本料 (1年間)	12,960円	25,920円	12,960円	25,920円	2,160円
使用料 (登録情報1件につき)	—	10.8円	(66件まで無料) 32.4円	10.8円	(66件まで無料) 32.4円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	700件以上	699件まで	1,200件以上	1,199件まで

※基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします(B料金の方は、無料登録件数も異なります)。詳細はJWNETホームページをご覧ください。



産廃処理業者 認定制度



認定を受ける メリットは？

- ① 許可の有効期間が7年間に延長
(通常は5年間)!
- ② 許可証などにより排出事業者へ
PRが可能!
- ③ 許可申請時の添付書類を
一部省略可能!

そのほかにも様々なメリットがあります!
詳しくは産廃情報ネット
(<http://www.sanpainet.or.jp>) を
ご覧ください

優良産廃処理業者認定制度とは？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、
都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

認定された産廃処理業者は、通常よりも長い7年間、産廃処理業の許可が有効となるほか、
排出事業者に対して自身が優良な産廃処理業者であることを
アピールできるなど、多くのメリットがあります。

環境省

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 編集

優良認定業者として認定されるための基準は？

優良認定業者として認定されるためには、以下の基準すべてに適合している必要があります。



※ 各基準の詳しい内容は、環境省産業廃棄物課のマニュアルを、インターネットからダウンロードしてご覧ください。（下記問合せ先参照）

優良認定業者として認定を受けるにはどうすればいいの？

- ▶ 現在受けている許可の更新の申請の時にあわせて申請します。また、平成23年4月1日時点で5年以上継続して許可を受けている産廃処理業者の方々は、その時点で受けている許可の有効期間内であれば、随時申請することができます。平成23年4月1日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新をした方は、その許可更新後に前倒しで優良認定を伴う許可更新の申請をすることができます。
- ▶ 申請先は、現在の許可を受けた都道府県・政令市です。
- ▶ 申請時には、上記基準に適合していることを都道府県等が確認するための必要書類を提出する必要があります。
※ 詳細は環境省産業廃棄物課のマニュアルをご覧ください。（下記問合せ先参照）
- ▶ 優良認定業者として認定されると、優良マークの付いた許可証が交付されます。



問合せ先

マニュアルや
優良認定業者について

産廃情報ネット (<http://www.sanpainet.or.jp/>)

優良産廃処理業者認定制度
およびその審査について

都道府県・政令市の産業廃棄物部局

優良認定業者の検索および
産廃情報ネットについて

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 (TEL 03-3526-0155)
優良化事業推進チーム

安全衛生チェックリスト

チェック者

チェックした日

安全で健康な職場づくりのためには、まず、職場の安全衛生に関する状況について、把握することが大切です。このチェックリストは、産業廃棄物処理業で働く方々の安全衛生の確保を推進するための、安全衛生管理上の基本的事項について代表例を掲げたものです。安全衛生管理体制や、作業の安全に関すること、作業環境等に関することの基本的な事項に問題がないか、早速点検してみてください。

点検の結果、実施されていない事項があれば、改善を行い、安全で働きやすい職場づくりに努めてください。問題があった事項をいち早く改善することが労働災害防止の決め手となります。

なお、「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」には、これら以外にも、安全衛生管理上取り組むべき項目が、よりきめ細かく掲げられていますので、安全で健康な職場づくりの指針として活用してください。

また、このチェックリストは基本的事項についての代表的な質問を中心としています。職場の状況により、質問を追加するようにしてください。

だれが点検するのか

- この点検は、事業者または管理責任者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者）が行ってください。

いつ、点検するのか

- 職場の安全衛生管理の現状を把握するために、今すぐに点検してみてください。そして、問題点を改善した後、もう一度点検して、改善の効果を確認しましょう。
- 良好な状態を維持していくためには、定期的に点検を行うことが大切です。全国安全週間（7月1日～7日）、全国労働衛生週間（10月1日～7日）、年末年始無災害運動週間（12月15日～1月15日）など、機会をとらえ点検してください。

どのように点検するのか

- 点検表の該当する項目を一つ一つチェックしてください。チェックに際しては、点検者自らが現状を把握するか、職場の責任者をとおして確認してください。

改善に結びつけよう

- 「はい」にチェックした項目については、さらに充実に努めるとともに、「一部実施」「いいえ」にチェックした項目については、早速、改善してください。
- 改善に当たっては、モデル安全衛生規程に基づき、総合的、計画的に取り組み、改善の効果を確認しながら進めることが大切です。

評価の方法について

1. 次ページからのチェック内容に基づき、「はい」、「一部実施」、「いいえ」の□欄にレ印を付けてください。
2. チェック内容の項目毎に「はい」、「一部実施」、「いいえ」のレ印の数を確認し、評価欄に記入します。
3. 「はい」を2点、「一部実施」を1点、「いいえ」を0点で計算し、評価欄に点数を記入します。
4. 評価欄の合計点数を計算するとともに、下の点数記入欄を埋めてください。
次回チェックする際には、より高い点数になるよう改善を図りましょう。

I 点 + II 点 + III 点 = 点 / 点

合計点数欄

合計点数欄には、貴社の該当質問数の2倍の点数を入れてください。

チェック項目

はい、一部実施、いいえ の 欄に 印を付けてください。

I

安全衛生管理体制、教育、健康管理に関すること

(1) 安全衛生方針を作成し、周知していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(2) 安全衛生委員会、安全協議会等の会議を設け活動を展開していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(3) 法的資格が必要な作業には、有資格者を配置していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(4) 安全衛生管理計画を定めていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(5) 産業医、安全管理者(衛生管理者)、安全衛生推進者、安全衛生スタッフを選任していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(6) 雇入れ時、作業内容の変更時に労働者に教育(特に危険作業、有害作業に対する特別教育)を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(7) 1年以内ごとに1回の定期健康診断、及び1年に1回もしくは6ヶ月に1回の特殊健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(8) 定期健康診断の結果を労働者に通知していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(9) 健康づくり運動を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ

評価欄

「はい」は ×2点 = 点 + 「一部実施」は ×1点 = 点 + 「いいえ」は ×0点 = 点

II

作業の安全に関すること

A 共通的事項

(1) 整理・整頓・清掃・清潔・しつけ(5S)を励行していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 工具、器具類について、毎日点検を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(3) メインスイッチを切る事、キー類を抜く事等を作業員に徹底していますか。 また、機械のスイッチキー類は、鍵をかけて保管していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(4) 作業に適した作業着、保護具類を定め、使用させていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(5) 重機類を使用する作業について、用途に適した作業計画、作業手順書を作成していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(6) 重機類等について作業開始前点検、定期自主検査を実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(7) 安全朝礼、安全唱和(指差呼称)、KYT等を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(8) ヒヤリ・ハット吸い上げ活動を実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(9) 職場内に安全スローガンや安全衛生関連ポスター等を掲示していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(10) 作業区域と通路・経路の分けを行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(11) 緊急時の連絡体制に関するマニュアルを作成し、周知していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(12) 全ての作業について、作業手順書を作成していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(13) 高温下、屋外等での作業時には、熱中症対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(14) ピット等への転落防止策を講じていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(15) 挟まれ・巻き込まれのおそれのある箇所には、覆い、囲い、スリーブ等を設けていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ
(16) 高所作業の箇所には、転落防止柵・ネットを設置し、安全带等を使用していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> いいえ

- | | | | |
|--|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| (17) 廃棄物貯留ピット、タンク、マンホール等の作業で酸素欠乏等のおそれがあるときは、その濃度を測定し、送風機、保護具を装着して、作業にかかっていますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (18) 灰出し作業等における粉じんの発生や飛散を防止する密閉化、湿潤化等の措置を行っていますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (19) 危険物等の取扱い場所では、消火設備の設置とともに、火気使用を厳禁にしていますか。また、構造物は防爆型設備を採用していますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (20) 酸やアルカリ等の化学物質を処理する際に、体への付着による薬傷防止対策を講じていますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |

B 収集運搬作業

- | | | | |
|--|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| (1) 必要に応じて安全運転管理者、運行管理者を設置していますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (2) 作業指揮者を定め、事前に作業手順の打ち合わせを行っていますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (3) 収集運搬車輛は、チェックリスト等に基づいて作業開始前に点検を実施し、記録を残していますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (4) 排出事業者が、産業廃棄物の性状に関し正しい情報の提供、分別、表示等を行っていることを確認していますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (5) 排出業者が、安全化処理を行っていることを確認していますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (6) 産業廃棄物の性状等の情報が判らない場合は、排出元へ返却していますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (7) (公社)全国産業廃棄物連合会が制定した廃棄物処理委託仕様書・廃棄物物性安全データシート・容器添付用ラベルの仕組みを運用していますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (8) 荷の滑落、崩落を予測して、安全な位置で作業をしていますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (9) 重機の作業半径内、作業区域等への立入禁止を守っていますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (10) 積み込み、積み降ろし作業中は、必要に応じ防じんマスク、防毒マスク、安全保護具等を使用していますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (11) 積荷は、全てシート掛けをし、飛散・落下・流出防止の緊縛をしていますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (12) 運搬時の飛散・漏洩事故等緊急事態が発生したときの想定訓練等を実施していますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (13) 無理のない走行計画をたて、作業員の過労防止策を実施していますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (14) 交通事故や緊急事態が発生したときの対応手順が定められていますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (15) トラック、コンテナ等にシート掛け、シート外しを行う際は、安全帯の使用や架台に乗って作業する等の転落防災策は講じていますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (16) 過積載による運送の防止について、運転者、その他従業員に対する適切な指導及び監督を行っていますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (17) 車輛乗務前に点呼によるアルコールチェック、体調チェックを実施し、記録を残していますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |

C 中間処理作業

- | | | | |
|---|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| (1) 産業廃棄物の性状が不明の場合、処理方法を定めるための試験を行っていますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (2) 処理作業者に、化学物質の性状等に関する教育を実施していますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (3) スプレー缶、カセットボンベ等排除すべき危険物を作業者に周知していますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (4) 処理場等では、同時作業防止等、重機類等との接触防止策を講じていますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (5) 焼却炉や機械への投入時に、事前に危険物の有無を確認していますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (6) 騒音下での機械運転中、作業中の連絡方法をとり決めていますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |
| (7) 保管場所の安全確認等のパトロールを日々実施していますか。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> 一部実施 | <input type="checkbox"/> いいえ |

- (8) 運搬車を用いて直接廃棄物を投入する場合は、投入部に十分な高さの車止めがありますか。 はい 一部実施 いいえ
- (9) 感染性廃棄物を処理する場合は、容器ごと焼却していますか。 はい 一部実施 いいえ
- (10) プラントの運転開始時には、全員の配置と安全を確認してから行っていますか。 はい 一部実施 いいえ
- (11) 機械の異常時には、機械を停止してから作業指揮者を置き処置をしていますか。 はい 一部実施 いいえ
- (12) 機械停止時に、第三者による不意の稼働を防止する禁止板等の措置を取っていますか。 はい 一部実施 いいえ
- (13) 廃油、廃塗装等を処理する場合は換気に気をつけていますか。 はい 一部実施 いいえ

D 最終処分作業

- (1) 埋立作業に従事する車輛同士及び搬入車輛との事故を防止するために作業手順書を定めていますか。 はい 一部実施 いいえ
- (2) 凸凹のある地形での重機による埋立作業を行う場合には、運転者に転落防止用のベルトを着用させていますか。 はい 一部実施 いいえ
- (3) 自然換気が不十分な浸透水採取孔等の点検時には、酸素欠乏症防止対策を講じていますか。 はい 一部実施 いいえ
- (4) 火災防止用の覆土を用意していますか。 はい 一部実施 いいえ
- (5) 搬入された廃棄物の中に有害・危険物が混入していないか確認をしていますか。 はい 一部実施 いいえ

評価欄

「はい」は ×2点 = 点 + 「一部実施」は ×1点 = 点 「いいえ」は×0点
 項目 点 + 項目 点 = 点

III 作業環境管理等に関すること

- (1) 騒音、粉じん、ガス、ダイオキシン濃度等の作業環境を測定していますか。 はい 一部実施 いいえ
- (2) 作業環境測定結果の管理区分を知っていますか。 はい いいえ
- (3) ヘルメットは必ず着用し、作業環境に応じ、耳栓、防じんマスク、防毒マスク等の保護具を定め、使用させていますか。 はい 一部実施 いいえ
- (4) 騒音の発生源対策等を実施していますか。 はい 一部実施 いいえ
- (5) 粉じん発生防止のために、発生源への散水、局所排気装置の設置等行っていますか。 はい 一部実施 いいえ
- (6) 有害ガスの発生に備えて局所排気装置、有害ガス検知器等を設置していますか。 はい 一部実施 いいえ

評価欄

「はい」は ×2点 = 点 + 「一部実施」は ×1点 = 点 「いいえ」は×0点
 項目 点 + 項目 点 = 点

※このチェックリストの利用方法等につきましては、(公社)全国産業廃棄物連合会又は最寄りの都道府県産業廃棄物協会にお問い合わせください。

(公社)全国産業廃棄物連合会
 TEL.03(3224)0811

お問い合わせは

編集後記

昨年は、全国各地で多くの自然災害がおきました。

中でも、9月の御嶽山の噴火が強烈な印象が残っております。

山小屋を襲った噴石は、すさまじい音を立てて屋根や窓をたたき、避難していた登山者が悲鳴を上げ怯える様子がテレビ映像に映し出され、言葉が出ませんでした。

これら自然災害の映像が、テレビに映し出される度に、3.11を思い出すとともに、協会として、あのとき、復興にお手伝いできて良かったなとしみじみ思っております。

昨年、噴火懸念のある47活火山が公表され、本県の3火山も含まれておりましたが、いつ起こるか解らない事態に、万全に備えることは不可能と思いますが、起こったことにどう対応・行動するかと言う点で、3.11は我々にとって大きな経験になったと思っております。

今後も、研修や広報活動において、様々な研鑽（経験）を積み重ねて、協会のレベルアップを図って行きたいと考えておりますので、会員の皆様のご意見、ご要望と各種事業への積極的な参加をお願いいたします。

☆☆☆ 研修・広報委員会 委員長 山脇精悦 ☆☆☆

あっという間に1年が経過してしまいました。

申し遅れましたが、昨年4月からお世話になっております石郷岡晋と申します。これまでとは全く違った業務に戸惑いしつつも、只今、協会業務に奮闘中であります。

はじめての方もおられますので、自己紹介しますと、昭和28年秋田市生まれの61歳になります。現在は秋田市広面で妻と2人暮らしです。

昭和52年に秋田県庁に技術職として採用になり、これまで主に公害畑を歩いてきました。廃棄物の本庁勤務に2度就いており、1度目は、平成5年から3年間当時の廃棄物対策室で、産業廃棄物の許可を担当し、当時本庁で発行していた許可証を、毎日、朝から晩まで、作成したのを覚えております。

2度目は、平成15年度から2年間、環境整備課で一般廃棄物を担当し、市町村の旧形式の一般廃棄物最終処分場の閉鎖に向けての作業と、自動車リサイクル法の立ち上げ準備を担当しました。

保健所の勤務は本荘、能代、秋田中央、鷹巣で、その地区の特有の課題もありましたが、当時から適正処理を推進されていた会員の方々が、現在、協会役員として活躍しているので、とても懐かしく思っております。

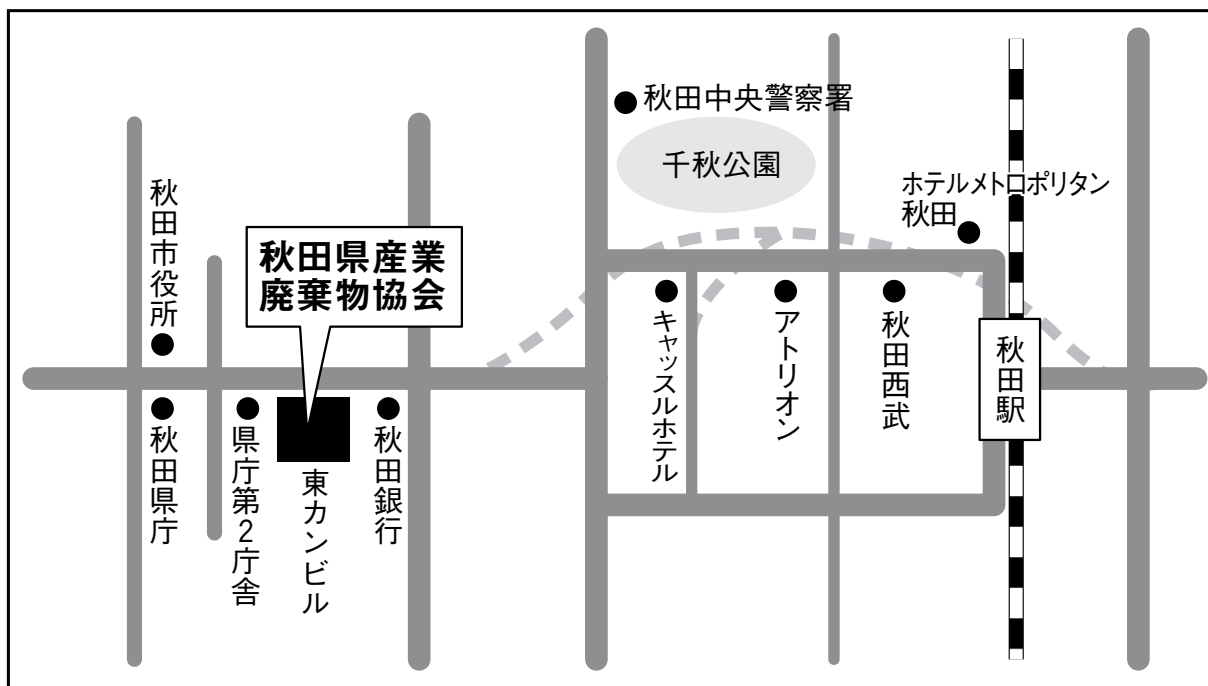
長々と自己紹介をしてしまいましたが、この1年、通常総会、理事会や各種委員会、そして、視察研修、全国大会、エコ&フェスティバル等たくさんの協会行事を体験させていただきました。どの事業にも多くの会員が出席・参加していただき、その都度、会員がみんなで協会と業界を盛り上げて行くんだという意気込み、そして会員相互の団結力や結束力の強さに感心させられました。

平成27年は、協会業務の仕組みや流れも私なりに解ってきましたので、もう少し積極的に、新規事業などの提案等をさせていただき、協会を盛り上げていきたいと考えております。

今後ともよろしくお願ひします。

☆☆☆ 事務局長のひとこと ☆☆☆

《 案 内 図 》



一般社団法人 **秋田県産業廃棄物協会**

平成27年 1 月発行

〒010-0951 秋田市山王三丁目 1 番 7 号
東カンビル 3 F

電話番号 018-863-7107

FAX番号 018-863-6977

e-mail: toiawase@akita-sanpai.or.jp



一般社団法人

秋田県産業廃棄物協会

〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル3F

TEL 018 (863) 7107

FAX 018 (863) 6977